

平成29年12月12日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)			
出席議員 (10名)	1 番 向 井 正	2 番 吉 田 豊	3 番 田 中 静 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 漆 原 悦 子	6 番 井 上 正 宣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 原 田 希
	10 番 寺 崎 太 彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教育長職務代理者 時 津 昌 昭	会 計 管 理 者 岡 義 行	
	総 務 課 長 江 崎 文 男	ま・ち・ひ・と・し・ごと・の・こ・え 北 村 玲	
	財 政 課 長 高 島 浩 介	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 河 上 昌 弘	税 務 課 長 坂 井 忠 明	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢 動 丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年12月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	4番 碓 勝征	1. 職員再雇用制度 2. 東京上峰会 3. 公共施設の有効活用
6	6番 井上正宣	1. 野菊の里南幹線水路の街路樹はなぜ伐採されたか 2. 防災無線は正しく作動しているか 3. 鎮西山の遊具（アスレチック）は使用禁止が多すぎる 4. 日韓交流について 5. 特産品の開発について
7	5番 漆原悦子	1. 高齢者支援について 2. 子育て支援について 3. 道路整備について 4. 通学福祉バスについて 5. 駐車場利用について
8	9番 原田 希	1. 公共施設整備について 2. 小・中学校の整備について 3. 安全・安心なまちづくりについて

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。通告順に従いまして、質問をいたしたいと思えます。

まず1番目に、職員再雇用制度ということでございます。これにつきましては、条件内容とはということで、服務規程等々をお伺いしたいというふうに思えます。

2番目につきましては、適用者ということを書いておりますけれども、いわゆる対象者の方の関係の件でお尋ねしたいというふうに思えます。

次に、東京上峰会ということで、私、3年前にこのことにつきましては質問をいたしておりました。平成12年以来に開催されていないということで、世話人の方も県人会等に問い合わせ等をされましたけれども、その世話人等の把握はされていないという経過が一つございました。

それから、当時の副町長の答弁の中でですね、いわゆる佐賀県人会とか佐賀県の出店である首都圏の営業本部ですかね、いわゆる東京の佐賀県の窓口ですかね、そこへ確認をしながら、上峰にかかわる把握やですね、再開について意向調査をしていきたいということをお願いしておりました。

町のほうからは、この組織が存在しているかどうかの確認をした上で、県人会等々を通じながら希望者がどのくらいいるのかとか、そういうこと等を確認しながら前向きに検討したいということが一つございました。それらを踏まえまして、その経過をその後どういう形になったのか、お尋ねをしていきたいというふうに思えます。

それから3番目に、公共施設の有効活用ということでございますけれども、これにつきましては、もう皆さんも御存じのとおりでございます。中学校の体育館の音響効果が非常に音声割れるということで、町民の方からもそういう声もいただいておりますし、私自身もそういう感じを受けておりますので、そこら付近の調整等々、チェックの関係をお伺いしたいというふうに思えます。

もう一つは、中央公園の管理棟にございますミーティングルーム、ここの部屋も非常に割れるということで、会議等々をやる場面で非常に聞きづらいし、会議の運営上、支障が出ているということの声もお伺いしておりますので、そういうところでその施設自体に問題があるのか、そこら付近の支障が出ないような手当てをどういうふうにされるのか、お伺いしたいというふうに思えます。

それから、2つ目の中央公園広場へ観覧席設置をしたらどうかということでございますけれども、これにつきましては9月の定例でもお伺いしておりましたとおり、国体が35年やったですかね、国体が準備されていくということ等々もございますので、ソフトボールの競技ですかね、そういう打診もあっておるということのようでございますので、この観覧席とい

うのは、私はゲームをされる野球の大会、大人、少年ですね、そういう等々、それからグラウンドゴルフ、これにつきましても多様な利用もされておるようでございます。

そういう中で、観覧席を設置することによって観戦状態をよくするために、観戦をするためにそういうやつが必要じゃないかという気持ちを持っておりますので、そこら付近をお尋ねしていきたいというふうに思います。

それから、最後の小さい3つ目の施設内の和式トイレの取り扱いということで、これは資料をいただいておりますので、説明を受けながらお尋ねをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、職員再雇用制度、質問要旨1、条件内容については執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、碇議員の質問事項の1、職員再雇用制度の要旨1の条件内容につきまして答弁申し上げます。

再任用制度につきましては、国では退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続が図られる必要があるとして、任命権者は平成25年以降に定年退職する職員が退職共済年金の報酬比例分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者について再任用する方針が決定されたことにつきまして、それを受け、本町においても規則等の整備をしております。

この制度の条件内容につきましては、定年退職者及び勤務延長後に退職した者、25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者、定年前の5年以内に退職した者ですね、また、再任用の任期につきましては、原則4月1日から翌年3月31日までとなっております。

また、任用の更新につきましては、再任用職員の勤務実績が良好であると認めるときに、当該再任用職員の任期を1年を超えない期間で更新することができるとなっております。

条件面につきましては以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

課長のほうからは、いわゆる年金の支給開始までのつなぎ的な業務かなというふうに理解をいたしました。

対象者は25年以上ということで、更新については、まず1カ年間ということで、更新は1年を超えない範囲ということでございますけれども、私が聞きたいのは、いわゆるそういう条件の中での服務規程、待遇関係、いわゆる勤務関係につきましては、常勤の皆さんとの勤

務時間、それプラス残業等の適用があるのかということ、さらに保険適用といいますかね、保険適用、いわゆる正職時代、まあ正職という言葉がちょっとあれですけども、正規職員の場合のときの保険適用も継続をされるのかとかですね、そこら付近、残業ができるのかということと、保険適用なり待遇関係につきましては、報酬、月俸なのか、年俸なのかですね。それで、手当等がついているのかということ等、ちょっとお尋ねしたい。

○総務課長（江崎文男君）

再任用職員の任用形態といたしまして、常時勤務を要する職にある再任用職員の勤務時間につきましては、休憩時間を除き、4週間以内を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分とするとなっております。

また、短時間勤務の職にある再任用職につきましては、同じく勤務時間につきましては、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲で任命権者が定めとなっております。

保険適用につきましては、一般職と同様になっておりまして、給与面につきましては、上峰町の職員の給与に関する条例の中の給料表で、再任用の給料表をつくっておりますので、その再任用の給料表に従って、1級から6級までの給料に値するところでお支払いするというような形になります。

○4番（碇 勝征君）

報酬関係は再任用の給料表を適用するということでございます。

勤務につきましては、いわゆる1日と半日というふうな感じですかね。わかりました。

でですね、いわゆる位置づけですね。再雇用された方のいわゆる位置づけ、勤務体系と申しますか、そこら付近は定年をされまして、いわゆる後継者育成という立場にもなられるかと思っておりますけれども、この待遇位置づけの関係、いわゆる上席者、課長とのかかわり、ここら付近はどういう位置づけになるのかなということでございますので、そこら付近をお尋ねしたい。

○総務課長（江崎文男君）

再任用の位置づけにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げました上峰町の職員の給与に関する条例という中で、再任用につきましては1級から6級までの給料表がございます。その中で、その技能、技術及び特殊な免許等を取得された場合とか、いろいろなその再任用者の条件等があるかと思しますので、まずその中で、給料の何級づけに格付するのかというようなものに対して、その給料格付に見合う職務についてもらうような形になるかと思します。

○4番（碇 勝征君）

いわゆる一応定年をされて、一つの区切りをつけられるというふうに思います。

そういう中で、今、課長のほうからは再任の規程と申しますか、そういう中で、それぞれ

特殊な技量と申しますか、そういう持った方についてはそれを活用してもらおうということのようでございますけれども、一つのいわゆる正規職員としての勤務が終了されて再雇用という形になるかというふうに思います。

そういう中で、上席者との関係なり、後輩と申しますか、後継者の方々に対する立場といえますかね、そこら付近が、4月1日の組織表を見てみますと、現在1名おられるようでございますけれども、その方の位置づけが副課長のラインにですね、主幹ということで上がっておるようでございますけれども、いわゆる正規職員の皆さんの中で、再雇用で勤務される職員の方の位置づけちゅうのが、私は定年で一つの区切りをつけた中で、年金受給までの間の勤務ということのようでございますけれども、経験されたことの後輩に対するですね、指導等々もあるかと思しますので、そこら付近の職場の中での関係と申しますか、そこら付近は、言っちゃ失礼でございますけれども、大丈夫かなと。正規の職員の方と再雇用された方との兼ね合いと申しますか、そういうことを若干危惧するわけでございますけれども、そこら付近のことがちょっと感じましたので、そこら付近を1つお尋ねしたいことと、それから、これにつきましては定数枠との関係、定数が現在91ですかね、そういう中で現員が今何名になっておるかちょっと私わかりませんが、80なら80なった中に雇用者の方がおられるといった場合の定員枠の中の現員としての人数のチェックですね、それをどうなるかなと。

それから、さらに新規採用をされるときは、けさの報道された新聞を見てみますと、民間のほうもですね、いわゆる雇用確保ということで、継続なら雇用確保ということで、定年の絡みもあるようでございますけれども、その定数枠と現員と雇用者とかですね、それから別に嘱託とか臨時の方もおられるようございますけれども、そういう方との再任用された職員の方の何か位置づけというのがちょっとよく見えないもんですから、そこら付近をちょっとお尋ねしたい。

○総務課長（江崎文男君）

まず、先ほどの議員さんの質問の1番目ですけれども、現在のこの正職員等のつながりといえますか、再任用された方がどういうふうな職種に行かれるかというような内容だと思いますけれども、基本、再任用の場合につきましては、定年の退職者等から再任用の希望申請を提出してもらいます。その中で、本人さんが希望する職種等もその申請の中に入れてもらうような形になります。

また、フルタイムを望まれるのか、短時間を望まれるのか、そういう中で申請を出してもらって、その後につきましては、面談等をする中でですね、職種をどこに配置するのか等も決まっていくかと思います。

また、定数の関係ですけど、先ほど申し上げましたように、2種類の勤務形態がございます。常時勤務、それと短時間勤務ということで、今おっしゃるとおり、今の条例的な定数は91名ということになっておりますので、常時勤務される再任用につきましては、その91名

の定数の中に入ります。ただ、短時間の方については、その定数の中には入らないということになっております。

それと、先ほどの新規採用との兼ね合いですけれども、議員さんおっしゃるとおり、その新規採用を何人とするか、それと再任用、再任用の方というのは基本的に定年退職の方ですので、もうはっきりした人数がわかっております。そこら辺の絡みは実際出てくるかと思しますので、そこら辺を調整しながら定数91人以内ということで進めていきたいと思っているところでございます。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、適用者は（現在・今後）について答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、質問事項の職員再雇用制度の要旨2の適用者につきましてということで、本町におきましては、今年度、再任用者の採用をいたしております。今年度の再任用者につきましては、文化課のほうに1人採用ということになっております。来年3月31日をもって定年退職されます再任用を希望されている方は、3名ございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

現在1名おられて、来年の予定、申請者が3名ということのようでございます。

この定年退職者の方が主になるかと思えますけれども、途中退職をされた方で希望をする場合にですね、先ほど課長の説明の中で、5年以内であれば対象になるというふうなお話もあったようでございますけれども、途中退職された方で、若干時間を置いてですね、本人が希望したいといった場合の取り扱いも対象になるということでしょうかね。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど要旨1のほうの条件面につきまして、25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間の者というような条件を私申し上げております。

これにつきましては、先ほど議員さんからも質疑の中で言われましたとおり、要は退職年度を基本において、5年前までに退職した者、ただし25年以上勤めているという条件なんですけれども、5年以内の方については、再任用を希望されることができるということになっております。

○4番（碓 勝征君）

わかりました。

いずれにいたしましても、再任される、再雇用される職員の方につきましてはですね、公務員として十分経験をされた事柄をですね、後輩の皆さんに指導する立場であろうというこ

ともありますし、町の行政運営については貢献をしていただく立場であろうというふうに思いますので、再雇用、再任されるとき採用決定の折にはですね、そういう趣旨を十分認識されて、貢献していただきたいというふうに思いますし、これは課長、誓約書みたいなやつもこの再任者、再雇用者にはとられるわけですかね。

○総務課長（江崎文男君）

再任用者につきましては60定年で基本的に1回辞められますので、その後の採用ということになりますので、そのようなかたになるかと思います。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項2、東京上峰会、質問要旨1、H26年9月・質問後の経緯はについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、東京上峰会についての要旨1、もし議員さんの許可があれば、この要旨1と要旨2につきましては一括して答弁を申し上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○総務課長（江崎文男君）

それでは、東京上峰会の要旨1、H26年9月・質問後の経緯は、それと要旨2の取り組む姿勢はということで答弁申し上げます。

平成26年9月定例議会の淀議員の一般質問の東京上峰会は存続されているかの質問に対しまして、当時、総務課長よりその経緯について答弁をされております。答弁内容につきましては、平成12年を最後に東京県人会が行われていないと。また、その世話人さんとも連絡がとれないという内容でございます。

当時、世話人さんとも連絡がとれない状況で、まず、東京に町出身者がどれだけおられるのか、当役場においても調べる手段を吟味しましたがけれども、なかなか大変な作業ということがわかっております。そういう中で、今現在、その進捗について、経緯については、現在、進んでいないのが現状でございます。

この上峰会の復活につきましては、佐賀県首都圏事務所へ問い合わせ等もした中で、平成8年に開催されました東京佐賀県人会創立100周年記念の名簿しか存在しておりません。この中で、上峰町の出身者の名前が残されていたのが、5名の方が残されておられます。その5名の方のお一人が、多分、当時、世話人をされていた方がその中におられるということを聞いております。あとの方につきましては、4名さんということですがけれども、今現在、そ

ういうふうな東京上峰会の復活における聞き取り等をするに至っても、その名簿にあられる方を中心としてコンタクトをとっていくような形になるかと思います。

以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

課長のほうからは、平成8年に開かれた中で5名の対象者がおられたというようなことで今おっしゃいました。

私はですね、前回質問したときに、いろいろ経緯をお伺いした中で、これらの確認作業をする手段として、私は広報紙で関東方面にお住まいである御子弟なり御家族等々の把握をすることによって、対象者の把握はできていくんじゃないかなということも言っておりました。現在、5名の方の中で4名さんということもあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、私はその4名の方とは別にですね、二、三の方からそういうお話を、若い方でございますけれども、現役リタイアをして第2の職場なり、在住されておるということの実情でございますけれども、そういう以前、そういう東京上峰会が行われたということで、交流の場をですね、持っていただきながら、上峰の内容等々をですね、知りたいといひますか、そういうことでぜひ復活していただきたいというような思いがあるようでございますので、まずは広報紙で関東在住者の方を調査する、その目的は、組織が以前あったということでございますので、東京上峰会を再開するなり、発足するなら発足ということでございますけれども、そういう目的を持って関東方面にお住まいの御子弟、御家族等々の調査をまずやっていただいたらどうかという思いがございまして、そこら付近はどんなでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

まず、先ほど申し上げましたこの名簿に載っておられる方と接触をいたしまして、今、この東京上峰会の復活等についての意見、希望等を確認、または調査していく方向で考えています。よろしくお願いします。

○4番（碇 勝征君）

それでは、確認をされてから在住の方の調査ということで理解しとっていいですかね。

私はですね、恐らく現在今、名簿におられる方については、かなりの御高齢になっておられる方が多いかというふうに思います。そういう中でですね、やっぱり若手の方にですね、世話をさせていただいて、まず在住の方の名簿等々が集まれば、その方にですね、おつなぎをするなりしていただければ進んでいくんじゃないかなというふうに思います。

我が町をですね、上峰町を離れて関東方面で働き、生活をされておられる方についてはですね、我が町出身の皆様の集いの場として提供することで、交流の場面が出てくるかというふうに思います。

今回、行政報告にありましたとおり、アンテナショップ上峰店も設立されたようでござい

ますので、まさに私はこの地をですね、この箇所を活用しながらそういう東京上峰会の再開なり再スタート、発足といいますか、そういうことをやっていただければですね、私は好都合じゃないかというふうに思うわけでございます。

ふるさとの九州を感じていただきながら、町の実情なり、向こうにお住まいの皆様方ですね、実情等々の交流の場をですね、確保していただくことによって、有意義なことになるかというふうに思いますので、いずれにいたしましても、町長もさきの場面の9月のときおっしゃったとおり、少人数であればですね、上京した際にそういう交流の場を通じて、その輪を広げたらどうかというお話もいただいておりますので、こちらはこちらとしてのですね、思いをですね、前面に押し出しながら、そういう取り扱いに向けてですね、私はこの東京上峰会、強いて言えば今回のアンテナショップの関係でふるさと納税のPRにもつながろうと思うし、皆さんもそういうことであればぜひ納税をしたいという思いが出るかというふうにも思うことも一つございますけれども、前段としてそういう組織の確立なり発足をしていただければ、向こうにお住まいの皆様方も一つの、何年に一回でもいいと思いますので、集いの場の提供をぜひですね、していただきたいということをお願いしたいと思いますので、一言、長のほうからでもできたらいただきたいというふうに。

○町長（武廣勇平君）

佐賀県民の方々ですね、特に若い世代の方々との接触の場を、県もRe:サガミーティングと称して行っておられるということでございます。

東京上峰会に限らずですね、上峰に対するふるさと寄附金との関係で、多くの上峰出身の方々とのですね、接触をウェブ上ではですね、しっかりと行っていつているわけでありましてけれども、議員が御案内の東京上峰会については、何らこの間、進捗を見ているわけではございません。

今後はですね、やはりそういうウェブ上の接触をもうちょっと日本全国のふるさと出身者とのつながりを深めていくことをさらに強めていくと同時に、東京上峰会についてはですね、どういう趣旨でですね、何を目的にするかということをししっかりと検討を加えていく必要があるんではなかろうかというふうに考えてございます。

東京だけに限らず、大阪、名古屋、あるいは福岡、沖縄、いろんなところに上峰町の出身者の方はいらっしゃるわけでありましたが、東京上峰会を立ち上げることの意義をですね、もう少し深掘りをしていきながら、町出身の御出身者で東京に在住の方とはですね、アンテナショップもできたことでございますので、そうした案内を含めて、こちらから組織していくということではなく、やはりそういう方々がふるさとを思う気持ちが醸成されて、つくろうという動きになるのが一番よい姿ではないかというふうに思っておりますので、今後とも検討を前向きにですね、していきたいと考えてございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 3、公共施設の有効活用、質問要旨 1、施設の音響効果（中体育館・中央公園の管理棟室）はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。碇議員の質問事項 3、公共施設の有効活用、要旨 1、施設の音響効果（中体育館・中央公園の管理棟室）はという御質問についてお答えをいたします。

碇議員より、中学校体育館での音割れの件、また中央公園の管理棟ミーティングルームにおいて、声が聞きづらい状況についてそれぞれ御案内をいただきました。

中学校体育館においては、音響改善のため、移動ができるスタンド式ワイヤレススピーカー及び体育館放送用アンプを平成28年度に整備しておりました。しかし、今年度の文化祭においては、放送用アンプの更新により、音量の改善を見たことから、スタンド式ワイヤレススピーカーについては使用しておりませんでした。そこで、音量を上げたことにより音割れが出たものと思われます。今後は、適正なアンプの調整及びスタンド式ワイヤレススピーカーの活用により、体育館全体を考慮した音響の改善に努めてまいります。

また、中央公園ミーティングルームについては、北面と南面がガラス張り、西側と東側は壁となっております。部屋の中である程度大きな声で会話すると、声が反射して会話しづらい空間になっていることを確認いたしました。対策としましては、カーテンや吸音パネルなど、音の反射を吸収するようなものを設置することで改善されることと思います。利用者の皆様の意見を聞きながら、対応を検討させていただきたいと思います。

以上です。

○4 番（碇 勝征君）

課長のほうからは、中学校の体育館につきましては、スタンド式アンプの取り扱いをやれば解消できるというようなことのございますけれども、いずれにいたしましても、その音響がですね、割れるということで、非常に聞きづらい面が非常に長年続いてきておるわけでございますけれども、一時的なそういう器具類だけで解消できるものかどうかということには危惧するわけでございますけれども、いずれにいたしましても、聴取する皆さんのことを考えてもらって、継続的にきちっと整備をですね、そういう器具、スタンドアンプですかね、そういうことだけで解消できるのかどうかということもちょっと私はよくわかりませんが、いずれにいたしましても、参集しておる皆さんの聴取ぐあいに支障が出ないようなことをですね、しっかりと取り組んでいただき、そういう改良と申しますか、器具類でしのいでいいものか、全体的なものとして、施設のチェックをしていただきながら、改良できる部分があればですね、きちっとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、ミーティングルームにつきましては、確かにおっしゃるように、北、南ガラス面ということ、当然、壁体ということはわかっております。そこら付近で、カーテン式ぐら

いで解消できるのかどうかというのもちょっと私は危惧するわけでございますけれども、そこはしっかりとさらに実行していただいでですね、確認をしていただきたい。利用する皆さんの会議等々の中で、非常に耳に聞きづらい面がですね、非常にあるということを聞いておりましたので、ここはしっかりと、そういう一時的なもので、カーテン式等で解消できればそれでいいんでございますけれども、いずれにいたしましても、利用する皆さんの利便性をですね、考えていただきたいことをちょっとお願いをしながらですね、ぜひ実行に向けてですね、取り組んでいただきたいというふうに。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。

まず、中学校体育館につきましては、1つ思ったのがですね、町民センターのホールなどは、その都度、例えば文化祭とかああいうとき、要するにしゃべり手がいるときにですね、音響を担当する者がいまして、音割れに、そのハウリングとかですね、すぐ対応できるように、音量を上げたり、下げたり、それからしゃべる人によって低音を上げたり、高音を上げたり、そういう者がいます。

中学校におきましても放送部などですね、特に文化祭などについては音響担当の放送部などが裏でやっておりますので、そういうところですね、音響の仕組み、またそういう指導もやっていければなというふうに思いました。

また、施設自体につきましてはですね、もともとが体育館ということでありまして、体育館自体は今度逆に音を反射するような仕組みにもなっています。ホールなどにすると吸音するという仕組みになっておりますので、この兼ね合いを、例えば体育館はカーテン、文化祭のときは暗幕を引くことで音の反射を防ぐというような取り扱いをやっていきます。こういうところをもう少し、また中学校とですね、文化祭のときの取り扱いについてお話をしていきたいと思います。校長先生も、特に音楽関係について興味がある方であってですね、この件についてお話をしたときに、いろいろとまた御提案、お話などいただいておりますので、さらに進めていきたいと思います。

また、中央公園のミーティングルームについてはですね、御案内のとおり、本当に感謝、普通に会議をする分には小さな声で声を通るという、逆に反射しやすい仕組みになっておりました。ミーティングルームということですね。

ただ、今、お使いの方たちが本当に楽しく、わははと言われると逆に音が響くのかなというのも思っておりました。そういうところで、いろいろ試しながらやっていきたいと思います。本当に御提案ありがとうございます。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

質問要旨2、中央公園広場へ観覧席設置はについて答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

4 番碓勝征議員からの質問事項 3、公共施設の有効活用、要旨 2、中央公園広場へ観覧席設置はについて、ただいまから答弁をいたします。

上峰町中央公園の多目的広場内に腰かけるベンチは、現在、グラウンド四隅のほうに 3 人から 4 人がけのベンチが 4 基ずつございます。

施設の利用者を見てみますと、利用者の方々が椅子を持参されたり、またグラウンドの周囲の斜面ですかね、の芝に腰かけたりして休息や観覧をされているというのが現状でございます。施設を利用されている方や応援されている方々が長時間利用されることを考えれば、腰かける施設がもっとあったほうがいいかなと思っているところであります。また、そういった腰かけ施設を設置することで、また利用増にもつながるかと思っております。

また、最後になりますけれども、この中央公園のほうが防衛省の補助を受けての施設整備を行っておりますので、新たにまた構造を変更したり、またそのベンチの設置計画等を行うにつきましては、防衛省と今後協議を進めながら、観覧席の設置を計画して予算計上していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○4 番（碓 勝征君）

課長のほうからは、いわゆるあの地は緊急避難箇所ということで、防衛省との協議が必要であるということは理解しております。そういうことで、要求をしていくということのようでございますけれども、観戦される町民の皆様のですね、声として、楽しく愉快に観戦できる席をつくってもらえないだろうかというような声の一つございましたものでございますので、これにつきましては、現在、4カ所に屋根つきのやつがございます。その後、移動用のベンチも設置していただきました。

今後につきましてはですね、やはり健康上からいきましても、夏の期間とかですね、日照りの強い場面におきましては、どうしても日よけのあるゆっくりとしたそういう観戦できるスペースがですね、欲しいというふうな声も一つございましたものですから、ぜひですね、お願いしたいということでございます。

防衛省との協議の中で、固定することについては云々というようなことも出てくるかというふうに思いますが、これは一つのその施設につきましても緊急避難箇所のですね、一つとして活用できるんじゃないだろうかということも思われますし、いずれにいたしましても、あらゆる多方面の大会等々の中で、町民の皆さんの観戦できるスペースというものは、私はぜひ確保していただくことによりまして、いわゆる町民サービスの一環でもございますので、ここら付近につきましては、できたら段差のついた 5 段ぐらいで屋根つきということも考慮していただき、どういう案をですね、まとめて要求していかれるのかということもでございます。要求していく、今現在の課長の思いといいますか、そこら付近を若干聞かせていただきたいと。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほど碇議員さんのほうから、斜面に５段ほどの屋根つきということで御提案をいただきました。

私も相当、そういうことをちょっと考えてみました。各、今ベンチあるところは四隅に４カ所ございます。そこに２０メートルほどですね、５段ですね、階段的に４カ所を設置、１塁側とか３塁側とか両方つけて、合計８カ所になりますけれども、そういった方向で、私の中で今考えるところでございます。

ただ、屋根につきましては、今、２メートル掛ける５メートルの野球とかソフトボールするときのベンチの屋根ですかね、が、２メートル掛ける５メートルの箇所が８カ所ございます。そこに座ってみますと、実際、七、八人しか座れないのが現状でございます。そういった日陰の箇所をもう少し、全てを覆うんじゃないくて、少しでも多く屋根を設置できればと思っております。

これもですね、あくまで防衛省との協議の中で、どこまでできるかということをもっと前提にしてですね、少しでも多く観覧席を設ければと思っているところでございます。

私からは以上になります。

○４番（碇 勝征君）

課長、とりあえずですね、北面の箇所を私はまずメインにさせていただいてですね、取り扱いされたらどうかというふうに思います。

課長のほうからは、全体的な考えを言われたですけども、とりあえずはですね、北面のほうの１塁側、３塁側といいますか、そこら付近をですね、調整していただいて、やったらどうかという私の思いでございますので、そこら付近は十分今後ですね、研究していただきながら、町民の皆さんの声をですね、ぜひ大事にしていいただきながら取り組んでいきたいということで、要望にかえておきます。

次をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨３、施設内の和式トイレの取扱はについて答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。碇議員の質問事項３、公共施設の有効活用、質問要旨３、施設内の和式トイレの取扱はとの御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、現在の町有施設全体のトイレの状況についてお答えをしたいと思います。

お手元のほうに一般質問資料、碇議員３の３、こちらのほうをお配りしておりますので、ごらんください。

初めに、町有施設全体の洋式、和式の種類ごとのトイレの個数ですが、一番下の合計欄の

ほうをごらんいただきたいと思います。

男性用の和式トイレ43基、洋式トイレ21基、女性用の和式トイレ92基、洋式トイレ28基、男女共用の和式トイレ12基、洋式トイレ9基となっております。和式トイレの合計が147基、洋式トイレ58基、総計で205基となります。個数だけでの洋式化率というのは約28%ということになっております。

次に、各所管課ごとの今後の改修予定等でございますが、まち・ひと・しごと創生室、こちらのほうで坊所児童公園、鎮西山憩いの森、佐賀東部緩衝緑地、この3施設につきましては屋外のため、ただいま検討中ということで、建設課、船石農村公園、前牟田農村公園、下坊所緑化施設、こちらにつきましては、現在、改修の予定はないということです。

それから、財政課のほうで、役場庁舎、こちらのほうで庁舎1階の東側トイレ、こちらを来庁者用ということで平成30年度に全面洋式化の改修を予定しております。婦人の家、前牟田学習等供用施設、江迎多目的研修集会施設、こちらの3施設につきましては、県のユニバーサルデザインの補助金を活用いたしまして、洋式化の改修は済んでおります。

それから、江迎の多目的研修集会施設の屋外トイレ、またウォーターランド江迎公園のトイレ、こちらにつきましては、現在、洋式化の改修工事を実施しておるところでございます。

教育課のほうで、小学校、中学校、こちらは平成31年度以降に改修の予定と。

それから、生涯学習課、町民センター、平成30年度に8カ所改修予定、体育センター、こちらにつきましては、改修予定がないことと、中央公園、平成30年度8カ所改修予定、文化課で、ふるさと学館、こちらにつきましては、現在改修の予定はないということになっております。

以上で、私のほうからの答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

我が町の下水道事業につきましては、県内でもいち早くですね、取り組みがなされております。これによりまして、文化的な生活が確保できまして、人口増につながっておる、一端を担っておるというふうに理解しております。

国、県の補助金なり町の持ち出しなりを活用してですね、受益者、私たち、町民の皆さんも負担をしですね、雑排水の処理、水洗トイレの確保という生活様式になっているというふうに思います。

そういう中で、私たち公共施設を利用するときにですね、もちろん水洗化には全体的になっておるわけでございますけれども、和式というのがどうしても利便性に若干不便を感じるというふうに思います。

我が家ではですね、洋式ということで、そういう生活様式になれておる中で、公共施設を利用する場面でですね、そういう和式については非常に利便性に問題があるんじゃないだろうかというふうに思うわけでございます。

今、課長のほうからですね、全体的な公共施設内の説明があったわけでございますけれども、現在の和式の合計が147ということでございます。これの改修予定として、95を予定されておるようでございます。あと、残が52残るというふうなことでございます。屋外のために云々ということもございましょうけれども、この屋外こそがですね、皆さんが利用するそういう公園等々の地でございますので、ここにつきましてはですね、検討中とこういうことじゃなしに、前向きにこれは取り組んでいただきたいという思いがでございます。

先ほど庁舎のことでおっしゃったんですけれども、30年度から改修をしていくということで、庁舎の和式が17ですね、17あるようでございますけれども、これはもう30年度から一気に継続して庁舎の場合はやるということですかね。それから、町民センターにつきましても、30年度で8カ所実施をし、あと以後については残りの11ですかね、11につきましても継続して修理をしていくということなのかですね。

それから、体育センターについては7カ所ございますけれども、改修予定なしということでありますけれども、体育センターの利用する町民の皆様も多数おられるようでございますので、ここら付近も改修予定に入れていただきたいという思い、中央公園にしましても、11カ所のうち8カ所ということで、3が残るということでございます。

いずれにいたしましても、我が町は下水道事業に取り組んだ成果としてですね、そういう結果が出ておりますので、その内容としてですね、和式トイレも水洗ではございますけれども、これは洋式にですね、切りかえていただきたいという思いが強うございます。

そういうことで、今申し上げた中身の件をですね、ちょっとお伺いしたいというふうに。

○財政課長（高島浩介君）

ただいまの礎議員の質問で、私、庁舎のほうの関係でございますが、30年度からずっと継続してやっていくかということでございます。

現在、1階のほうの東側のトイレのほうでございますが、男子トイレのほうに和式が1つ、女子トイレが和式が2つということで、西側の通用門の前のほうは男子トイレ和式1、女子トイレ和式2ということになっております。

ちょっとうちのほうも、まず住民が1階を使うということで、1階のほうからということで、両方、業者のほうを入れてちょっと調査をしたところでございます。西側につきましては、かなりスペースが狭いということと、東、西、一緒に工事を始めると1階が全然使えないということで、まず、住民サービスという観点から、来年度、東側のほうを3個、全面的に洋式に改修するということでございます。その後、2階の男子トイレが和式が2、洋式が1ということでございますが、こちらにつきましては、現状、内部で協議したところでは、ほとんど職員が使うところであろうというところで、また3階につきましては、東側のほうが男女とも和式と、西側につきましては、男女ともちょっと今のところ洋式になっておるということでございます。順番としましては、1階の来年度に住民用のトイレを改修しまして、

それから3階なり2階なりということで、順次、継続して行っていきたいというふうには思っております。

私からは以上でございます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

町民センターのトイレ洋式化の計画でございますけれども、平成30年度に8基を設置したいと考えております。また、これは引き続きですね、平成31年度、32年度と、予算の範囲内で対応したいと考えております。

体育センターのトイレにつきましては、現在のところ、体育センターの体育館のほうですけれども、男子トイレ2につき1つ洋式化となっております。女子トイレにつきましては、4つのうち2つが洋式化になっておるところでございます。これも利用者の意見を聞きながら、緊急性が出た場合はすぐ対応したいと思います。

あと、中央公園のトイレの洋式化につきましても、順次ですね、31年以降ですね、向けて計画をしたいと思っております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、この和式トイレにつきましてはですね、全体的に洋式に切りかえていただきたい。そうすることによりまして、住民サービスにつながりますし、利用する町民の皆様のもので、健康確保にもつながるかというふうに思います。

やはり高齢者になっていく中で、どうしても利用するときにはですね、そういう構造物であればですね、利便性が出るかというふうに思います。

いずれにいたしましても、現在、今、説明いただきました中でですね、これはしっかりと対応していってもらいたいということをですね、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで4番碓勝征議員の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、6番井上正宣君より一般質問をお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

皆さんおはようございます。通告をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、野菊の里南の幹線水路、補助事業で植栽された木がいつの間にか伐採された問題について、要旨の1、2をまとめて質問をいたします。

2番、防災無線は正しく作動しているか。日時を決めて訓練したらミスがなくなると思うが。

3番、鎮西山の遊具（アスレチック）は使用禁止が多すぎて利用度がさがるがどう思われるか。

4番、日韓交流。交流は成功したか、市長、議長、各課長等ともなっておいでになりましたが、どういう話があって、どういう成功をおさめたか。日韓カラオケの話はあったのか。

5番目、特産品の開発について。道の駅に併せて特産品を開発すべきではないか。道の駅がいつ完成するかわかりませんが、それまでには特産品をそろえておいたほうがいいと思うが、どう思われますか。

以上、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、野菊の里南幹線水路の街路樹はなぜ伐採されたのか。

質問要旨の1と2をまとめてよろしいですか、井上議員。（発言する者あり）

質問要旨1、補助事業で植栽された木と思うが、引き続きまして2、住民の要望でガードレールの代りに植えたものと思うがにつきまして執行部より答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。井上議員からの質問、野菊の里南幹線水路の街路樹はなぜ伐採されたか、要旨の1と2、同時に答えてよいということですので、同時にお答えをいたします。

野菊の里南側の幹線水路沿いに植栽していたネムノキ、サザンカは、平成13年に緑の基金から市町村緑の里づくり地域活動支援事業交付金で、当時ございました緑の少年団活動へ交付があり、当団体により植栽をされています。

また、2のほうですが、住民の要望でガードレールの代りにということでございますが、この件につきましては、住民の要望なのかどうなのか、当時の書類を調べておりましたが、不明でございました。伐採した理由につきましては、地元の地区より交通安全上見通しがきかないので、伐採の要望が上がっておりました。また、議員も御承知の県営事業のクリーク防災事業の工事区間にこの幹線水路が当たりまして、工事を施工するのに支障があるということで、この木を伐採したということでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

補助事業で植栽した木を地区の住民の方の要望でそれを伐採していいものかどうか、これはガードレールをその当時ははめてくれということで、ガードレールを設置する金がなかったので、緑の基金を使って植栽したものであります。

それで、この緑の基金から伐採するのは別に期限はないわけでしょうけれども、補助事業を受けての伐採は可能ですかね、それをお伺いします。

○産業課長（小野清人君）

井上議員からの御質問でございますが、補助事業を受けての伐採は可能かということは、補助事業を受けたものを伐採してよかったのかという御質問だと思いますが、これは植物でございますので、伐採する以前にも枯れるという可能性もございますので、その辺につきましては、何ら支障はないかというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

住民の要望でガードレールを設置してほしいと、非常に危険があるということで植栽した分でございますので、かわりにガードレールを設置する条件で伐採されたのかどうか、それをお伺いいたします。

○産業課長（小野清人君）

先ほども答弁しましたとおり、住民の要望でガードレールがわりにこの植栽がされたものということは私どもは認識しておりませんで、ガードレールの設置が条件ということについては条件とはしておりません。

以上です。

○6番（井上正宣君）

この植栽はちょうど何年前になりますかね、町民の方から要望がございまして、ガードレールを設置してほしいということで行政のほうに注文いたしましたら、予算がないから植栽でいいですかということで植栽したものでございます。見てみるとわかるように、あそこはもう南のほうから来ると、左側車線で川の中に突っ込む可能性がございます。そういった点で、ガードレールが欲しいということで植栽をした分でございますので、考えてみますとガードレールをかわりに設置するから、あれを切ったのかなと私も思っておりますが、そこら辺はどのように考えておられるか。

○産業課長（小野清人君）

地元の方々からは、西から東に抜ける際に、あの植栽があった関係で事故が数件あったということで、今回伐採してもらって非常に喜んでおるといふことの言葉をいただいております。議員も何度も言われますが、ガードレールのかわりにという要望があったということで

ございますが、それについては私ども何度も申し上げますとおリ認識しておりませんで申しわけなかったんですが、ガードレールにつきましては、私のちょっと所管ではございませんので、答弁を差し控えたいというふうに思います。

以上です。

○6番（井上正宣君）

それでは、今後どのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

こんにちは。井上議員のほうから、今ガードレールの設置についての御質問かと思えますけれども、ガードレール、いわゆる防護柵と言いますけれども、防護柵の設置につきましては、設置基準というものが定められており、その中に示されております。そんな中、水路などに近接する区間で必要と認められる区間とか、あといろいろ基準がございまして、そちらのほうに合致するようであれば、必要性があると考えております。

今後、そういったところを検討しながらですね、交通量等も関係してくるんですけれども、検討しながら設置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

町内を見てもみますと、非常に幹線水路沿いですね、ガードレールがない江迎の幹線水路、それから、ここですね、主要道路の側にはガードレールを設置するのが安全だと思いますが、安全・安心のまちづくりのためにはガードレールは設置したほうがいいと、私はそう思いますが、千代田町を見てもみますと、もう幹線水路、普通の水路、ガードレールがちゃんとしてはまっております。上峰も今後ガードレールの設置は考えておられるか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

今、井上議員のほうからの御質問で、ガードレールの設置を考えているかということの質問かと思えますけれども、ガードレールの設置につきましては、地区住民からの要望と、あと交通される方からの要望いろいろございます。その中でも交通量、先ほど申しましたけれども、交通量と、あとその危険性、そういったものを勘案しながら、必要なところには設置をする必要はあるかと考えております。

今のところ、どこからとか、そういった予定する箇所とか、そういったところについては持ち合わせておりません。今後、そういった今、今回の質問を受けてですね、そういったところも検討する一つに材料として捉えていきたいと考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

やはり幹線水路とかですね、割と交通の激しいところのクリーク沿いにはぜひともガード

レールを設置してほしいと、安全・安心なまちづくりと言いながら、どこか危険が非常に多いと、これは要望ですが、できるだけ早い段階でガードレールの設置を要望して終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項２、防災無線は正しく作動しているか、質問要旨、日時を決めて訓練したらミスがなくなると思うがについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、質問事項の２、防災無線は正しく作動しているかの、日時を決めて訓練したらミスがなくなると思うがにつきまして御答弁申し上げます。

去る12月４日の全員協議会において、Ｊアラート全国一斉情報伝達訓練のふぐあいについてということで報告と重複する答弁になるかと思えますけれども、よろしくお願いいいたします。

平成29年11月14日に全国瞬時警報システムＪアラートの全国一斉情報伝達訓練が実施されました。その際、当町の防災行政無線から音声放送が流れず、町民の皆様に御不安と御心配をおかけしたことにつきまして、まずはおわび申し上げます。

防災無線は正しく動いているかということですが、防災行政無線が正しく動いているかにつきましては、毎日12時と17時の時報放送で音声確認と毎日夜中の２時になるんですが、２時に行われる電波の自動送受信確認でエラーチェックを行っているところでございます。また、国が行う全国瞬時警報システムＪアラートによる自動放送につきましては、年２回ほど国が行う訓練放送にて自動起動及び放送がなされているか確認を行っております。今回につきましては、その自動起動の入力不備ということが原因でございました。

また、日時を決めて訓練したらミスがなくなると思うがということですが、今後はＪアラートによる情報伝達が正常に行われることを定期的に確認するため、内閣官房において毎月１回、第４水曜日、14時に実施する導通試験の機会の際に通常行っております受信確認に加え、Ｊアラートのテスト実行機能を用いて各情報伝達手段の動作確認を行っていくことにしております。よろしくお願いいいたします。

○６番（井上正宣君）

今、Ｊアラートが非常に問題になっておりますが、果たして北朝鮮からミサイルが飛んで来て５分以内に活動せろって言われても、どういう状況でどのような訓練すればいいかわかりませんが、四、五分の間に行動せよと言ってもなかなか厳しいと思うんですが、そういった５分の間に、やれ防空ごうや何やと言っても、人間５分の間に活動できるかどうかですね。その辺どうお考えなのか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの井上議員さんの御質疑でございます。北朝鮮からの弾道ミサイルが日本に飛来す

る可能性というものが、多々多くなっております。

まず、その弾道ミサイルが発射された旨の情報を伝達するという事で、先ほどの全国瞬時警報システム J アラートによります避難の呼びかけがあります。その避難の呼びかけに対します国民の行動といたしまして、国からの指示によると、野外にいる場合は近くの建物や地下に避難してください。その後、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性がある判断した場合には、続報として直ちに避難することの呼びかけをします。そのときには、野外にいる場合は直ちに近くの建物や地下に避難してください。また、近くに適当な建物等がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。なお、屋内にいる場合にはできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。その後、弾道ミサイルが日本の領土領海に落下したと確認、推定された場合には、落下場所についてお知らせいたします。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してくださいということでございます。

○6 番（井上正宣君）

もはや J アラートの問題じゃなくて、もう既に北朝鮮は大気圏外で爆発をさせて電磁波攻撃をするという問題ですから、J アラートがどうのこうので、もう起動しないわけですから、コンピューターが全部いかれてしまってパニックに陥るという形で、この防災無線については、水害、地震、その他災害があるときにこういった訓練をしたらいいかということが、この防災無線の一番の利用状況かと思いますが、例えば、水害、地震、これはもう住民の方に放送すればわかることです。ただ、無線は日時を決めてですね、年に幾度となく訓練しないと住民の方はわからないと思うんです。ただ放送しただけでいいかという、そうじゃない。訓練をして初めて効果があるということで思っておりますが、その点どうでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの井上議員さんの質疑ですけれども、何回となく訓練をというお話ではございました。先ほど私のほうの答弁も申しましたとおり、毎月 1 回、内閣官房において実施する、その J アラートの導通試験というものがあります。今回、11月14日にふぐあいを生じた件につきましては、それにかわるものとして本町独自で12月の24日、毎月 1 回のその第 4 水曜日ですね、そのときに再度、上峰町独自での放送を国から来た分についての放送を流すというようなことを考えおります。

それと別に、この全国一斉情報伝達訓練につきましては、11月と 2 月に訓練がございます。もちろんそのときには町も訓練を実施いたしますけれども、ただ、毎月 1 回、この第 4 水曜日の14時にということで、毎回月 1 回をすることで、実際 J アラートのほんなものといえますか、実際の伝達が来たときに、なかなかその町民の皆様にといろいろと本物か訓練かちゅうことで、いろいろとこう動揺を期するおそれもございますので、今のところは年 2 回、全国の瞬時警報の伝達訓練に合わせたところで今後も訓練を行っていきたいと思っております。

です。

○6番（井上正宣君）

先般申し上げました前牟田区、八枚、坊所新村区の防災無線によって、わんわんわんで聞こえないと、共鳴して、その後どうなったのか。

○総務課長（江崎文男君）

この件につきましては、設置会社でありますN T Tと協議をいたしております。その3地区について、要は時差、要するに時間を幾らかずらしたところで行っていくというような方法等も案として今出ております。ただし、この調査の中で風方向によっても大分その音と共鳴する部分がマッチしていることも実際わかっておるところでございますので、ちょっとそこら辺を今後もう少し調査をして決めていきたいと思っています。（「次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、鎮西山の遊具（アスレチック）は使用禁止が多すぎる、質問要旨、町民の利用度はさがるかどうかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、鎮西山の遊具（アスレチック）は使用禁止が多すぎる、要旨の1、町民の利用度はさがるかどうかについて答弁をしたいと思います。

鎮西山のアスレチック広場の遊具につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針等に基づきまして、毎年度専門業者による安全点検を行い、安全基準を満たさないものについては、その都度修繕を行ってきております。ただ、国の安全基準は全国の公園内での事故の発生状況を受けまして、これまで数度見直しが行われております。こうしたことから、設置当時は基準を満たしていた遊具でもあっても、その後の基準の設定や見直し等によりまして、現在では結果として基準を満たさなくなった遊具が複数出てきているという状況になっております。具体的には、例えば、ブランコ等の遊具は周辺に一定の安全領域という空間を確保して設置するとされ、また、遊具の高さは児童の転落や落下のリスクを考慮して3メートル以下とするなどの基準が設けられておりますけれども、現在これを満たさない遊具がございます。こうした遊具の安全確保につきましては、改修等のため通常の修繕以上に多額の費用を必要とすることから、やむを得ず使用禁止としているものでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、いつまでもこうした状態のままでは利用者は減るばかりでございますので、早急な対応が必要と認識をしております。そうしたことも含めて、今年度鎮西山全体の再整備計画の策定を進めておりますので、この作業の中でこのアスレチック広場についても検討を行い、抜本的な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

大体アスレチックは、幼稚園、保育園、小学生、中学生までぐらいですかね、利用するのは。この利用度は年間どれぐらいの人数で利用されるのか、お聞きをしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

アスレチック広場の利用に関する御質疑でございます。

議員がおっしゃっているとおり、遊具の利用者の大半はお子様であるというふうに認識しております。ただ、人数につきましては調査を行っておりませんので、数値的なものは、正確な数値的なものは残念ながら申し上げることはできませんけれども、公園の維持管理等のため現場に行っているときにですけれども、確認した範囲では余りお子様の利用というのは正直申し上げましてそれほど多くない状況になっております。また、週末も何回か行ったことがありますけれども、余り現在では利用者というものが多くない状況になっております。ただ、アスレチック広場のほうにトイレがございまして、こちらのほうは登山者が休憩をしたり用を足すということで、一定程度利用がなされているものというふうに認識をしております。

○6番（井上正宣君）

アスレチックについては、高価な投資をしてつくっておりますから、費用対効果、費用と効果、どれぐらいの利用がされるのか調べる必要はあると思います。ただ単につくただけでは何もならないし、利用は登山者だけでやるとか、そういう問題じゃないと思うんです。むしろそういう金をかけるなら、みんなが集まるところにつくってやったほうが一番費用対効果が出るわけでございますから、その点もあわせて。

この間、鎮西山に登ったら使用禁止が余りにも多いのには驚いたわけですが、あれじゃちょっと鎮西山登っても、あってもなか、あってもないようなもんじゃないかと思ってびっくりしたところですが、そういう問題がありますから、ただ、登山者だけの問題じゃなく、保育園、幼稚園、小学校をできるだけ鎮西山のアスレチックに近づけるような方法を今後とっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員御指摘のとおり、今、公園の整備、また、その後の維持管理につきましても多額の費用を要すことから、この費用対効果については非常に重要であるというふうに認識をしております。特にこのアスレチック広場については、先ほど私が申し上げましたとおり、現状として利用者数がかかり減ってきていると、このように考えておりますので、そういった観点からも今般、この鎮西山全体のですね、アスレチック広場も含めて再整備をすると、再整備の計画を策定するというので今進めておりますので、その際には地域住民の方だけではなくてですね、町外からも人が呼べるような観光資源として整備をしていく方向で費用対効果

も得られるような、そうした整備に向けて再整備計画を進めていきたいと、このように考えております。

○6番（井上正宣君）

昨年ですね、議員研修で鹿児島の柳谷地区に参りましたが、あそこはお年寄りから若い者まで、健康遊具がございました、地区の中に。これはお年寄りが使ってもいい健康遊具でございまして、韓国製でございます。非常に効果があるような健康器具で、運動するには最適。私が写真も撮って設計図ももらってきておりますから、後で室長に見せたいと思いますが、こういうのもアスレチックに限らず中央公園あたりにも取りつければ、非常にお年寄りまで一緒になって遊べると思いますが、その点よろしく願いをいたしたいと思います。

この件については、これで質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、日韓交流について、質問要旨1、交流は成功したかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の4、日韓交流についての要旨1、交流は成功したかについて答弁をしたいと思います。

驪州市との友好交流につきましては、相互にバランスのとれた交流が望ましいと認識をしております。昨年度は本町が驪州市を訪問したことから、今年度は驪州市訪問団の本町への受け入れについて調整を行いました。この結果、11月の1日に驪州市の元市長、李議長を初めとする10名の訪問団が本町及び町議会を表敬訪問され、同日、歓迎夕食会を開催したところでございます。表敬訪問や歓迎夕食会における挨拶や歓談におきましては、双方がこれまでの行政、議会の相互交流や学校間交流の積み重ねについて評価をし、今後もさらに友好交流を深めていくことで一致をしております。

こうしたことから、今回の驪州市訪問団の受け入れについては、今後友好交流をさらに深めていくに当たって一定の成果があったものと認識をしております。

○6番（井上正宣君）

向こうからは市長さん、それから議長さん、各課長さんたちがお見えになっと思ったと思いますが、1日に来られて、2日、3日、3日の日に帰られていますね。中身の状況が、スケジュールが議会にはわからなかった点が数多くあります。帰るときにもスケジュールがわかっておれば見送りもできたんですが、3日の日は文化祭に出席するとは書いてなかったわけですね。それでいきなりお見えになって、挨拶をされて、そして帰られる。もうちょっと議会のほうにも中身のスケジュールは知らせてもらったほうがいいと思うんですが、いかがですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

今回の本町への訪問団の受け入れについては、表敬訪問、それから歓迎夕食会、こうしたことが公式行事であったことから、その点については議会のほうにですね、お伝えをしておりましたけれども、そのほかの行程についても今後は事前にですね、情報提供をしていきたいというふうに思っております。

それから、文化祭が予定になかったけどもという御質疑でございました。確かに町民文化祭のほうに参加をするということは当初の予定にございました。ただ、前々日だったと思いますが、市長様、元市長のほうから、今回、その文化祭が開催されるという話をお聞きになって、ぜひですね、短時間でも参加をしたいと、このような話があったもので、主催者のほうにはちょっと無理を、お願いをしてですね、セッティングをお願いしたということになっております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

3日の日のお帰りになるときは議会も十分時間があつたと思いますが、それで見送りができなかったというのは非常に残念です。向こうも議長が来ているわけですから、向こうに行つたときにはそれなりの世話をさせていただいて、礼儀として見送るのは当然だと思います。それができなかったことは議員皆さん一同、同じ気持ちだと思います。

だから、創生室のみならず議会も一緒になってスケジュールはこなしていくべきだと思いますが、向こうも市長さん、課長さんたちだけであればいいんですが、議会がお見えになっているということは議会にもスケジュールは詳しく教えてもらわないと見送りもできないというのは相手に失礼だと思います。

それから、この交流事業については町長の行政報告には載っておりませんが、なぜでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

町長の行政報告にこの驪州市訪問団の受け入れの件が載っていなかったということでございますけども、確かに載せるべきであつたかというふうに思いますので、今後気をつけてまいりたいというふうに思っております。（「もういっちょ答弁せんね。議会にもっと連絡を」というのは質問もされとつたところ、そのことを答弁ばせんですか」と呼ぶ者あり）

町と、それから議会の交流ですので、議員御指摘のとおり今後は議会のほうにきちっと情報を伝達をして、町と議会と一体となつてこの友好交流を進めていきたいと思っております。（「次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、日韓カラオケの話はあつたのかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、日韓カラオケの話はあったのかについて答弁をしたいと思います。

今回の驪州市訪問団の受け入れに当たりましては、驪州市自治行政課の担当者と直接連絡を取り合って調整を行いました。その結果、先方の意向としては、まず今回の訪問は基本的には上峰町及び町議会への表敬訪問を行い、お互いを知り、今後の交流について忌憚のない意見交換を行いたいということでございました。また、今回の訪問メンバーの多くは市の行政職員であるため、市の業務の参考となるような町内外の視察を組んでほしいということでございました。

したがいまして、今回は驪州市側から、議員から御指摘のあったカラオケ大会というような希望等はなかったと、このようなことでございます。

○6番（井上正宣君）

このカラオケ大会については、昨年、教育委員会のほうで看板をつくっていますね、日韓カラオケ大会、看板をつくっておりますね。そして没になったと。韓国の方は大体少し飲んだら歌を歌いたがる国民性です。だから、各課長さんでも一緒になってお酒を飲んだら、ちょっと歌を歌いましょうということで話がまとまるのは早いわけですが、その点、交流をするということで、韓国の方にかたぐるしくは、あんまり距離を置いて話をすると、どうしても親密になれない。もう議長さんでも市長さんでも、もう話をすれば、気楽にもう歌を歌いましょうと言われるわけですよ。あんまり距離を置いて話すから、なかなかそこまでとりつかない。もう市長さんでも議長さんでも歌はうまいとですよ。だから、歌を歌いましょうと言えば気楽にやっぱり歌っていただく、そういう国民性ですから、今後はやっぱり交流すべきときはそういう話をして、歌を歌って進めるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

日韓交流の際におきまして、カラオケ大会の開催をと井上さんからですね、御提案をいただいたときがございました。このときは井上さんの御自宅で韓国の剣友会の方々を中心にカラオケ大会と、こういう行事がですね、やったらどうかということで盛り上がったものと認識しておりますけれども、ソウルの方々が中心でございまして、驪州市との交流の中にですね、カラオケ大会を行っていくということは行政としても考えたことはございません。やはりこういった行事をつくる際にはですね、やはりこの運営をする人が必ずいなければいけませんし、それにかかわる多くの関係者の方々の御理解が必要だというふうに考えております。

その点、日韓カラオケ大会につきましては、看板はつくったということでございますが、確認は私はしておりませんが、そういういろんなですね、問題があったということでございますので、驪州市の方々が望んだ上で、かつ関係機関の皆様方の御理解が得られたときにですね、実現できるものというふうに理解をいたしております。

○6番（井上正宣君）

日韓カラオケの件については、町長とちょっと見解が違っておまして、私は驪州市から募って、驪州市で足りない分を剣道で補足しますよと、剣道の先生も5名ぐらい日本語で歌われる先生がいらっしゃるし、そこをお願いするということで、原則驪州市との交流ですから、驪州市から10名ほどおいでになるということをお願いいたわけでございます。考えてみても、驪州市から10名といってもすぐ集まると思うんですよ。日本人の方が通訳をされていらっしゃる、そういう方も歌われたら、もともと日本人ですから、そういう中から交流が生まれてくるということで非常に和やかな雰囲気が出ると思うんですが、今後は文化協会の会長が民間交流事業としてカラオケをやりたいなと、行政がだめなら民間交流でやろうということですから、そこら辺は行政のほうもただ見てるだけじゃなくて、やはりバックアップしてほしいということでどのように思われますか。

○町長（武廣勇平君）

だから、先ほどから申し上げてますようにですね、井上さんカラオケがお上手で、カラオケを韓国の方とやりとりする際に韓国語でのカラオケをよく歌われます。韓国の方々も喜ばれることと思いますが、韓国の方が日本に訪問されて日本語のカラオケを歌うことはあっても、日本の方もですね、それなりの準備をして韓国語でカラオケを歌うこととかが必要になってくると思います。その関係の皆様方のやっぱり御理解が必要だということで、今、井上さんは文化協会の方々が日韓カラオケ大会に前向きだというような趣旨のお話をされたので、この点は確認をさせていただいた上で、文化協会の皆様方が主体的にですね、そのような事業をやっていくということであれば、我々もサポートはしていきたいと思いますが、何かこの間のやりとりを聞いていますと、以前、日韓のですね、ソウル市の訪問があった際に同じような話で井上さんから御提案を受けましたが、やはりどの関係者も聞いていないというような状況があって大混乱をした際がありました。ですので、混乱なきようですね、この大会を本当につくりたいという視点で考えますと、やはりまず運営をしていく団体が先にあって、その団体が主体性を持って取り組んでいただくと、それを予算措置等でですね、応援するという形が理想かなというふうに考えてございます。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分 休憩

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項 5、特産品の開発について、質問要旨、道の駅にあわせて特産品を開発すべきではについて執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

引き続きまして、私のほうからは質問事項の 5、特産品の開発について、要旨の 1、道の駅にあわせて特産品を開発すべきではについて答弁をいたしたいと思います。

議員の冒頭の御質疑にございましたように、道の駅の整備につきましては、直売所等の設置を想定しておりますので、それを念頭に置いて特産品の開発支援を行うとともに、魅力的な商材を供給できる事業者の創出や参画を促していくことが必要と考えております。

こうしたことから、従前より商品開発推進費補助金により、事業者等が行う商品開発を支援するとともに、昨年度は地域づくり事業補助金や儲かる農業育成事業におきましても、商品開発や販路開拓に取り組む事業者等を支援してまいりました。

こうしたことにより、これまでに「天衝米」、光触媒技術を用いたお風呂場用の畳、都紀女加王墓や米多浮立をテーマとしたお菓子、上峰町産米を使用した純米吟醸の「鎮西八郎」、また、完熟ライムを原料とした調味料などが開発されております。

また、ふるさと納税におきましても、返礼品としてさまざまな商品が開発、提供されておりますので、将来的にはこれらの商品も道の駅で販売されることを想定しております。

私からは以上です。

○6 番（井上正宣君）

道の駅は、大体いつごろ完成する予定ですかね。完成時期と、特産品については、後でリストをもらっていいですかね。

鹿児島に行ったとき、柳谷ですが、ここに行ったときには、韓国との交流のおかげで、韓国のトウガラシを生産していると。それが輸出に結びついて、韓国では幾らでも欲しいということで、韓国のトウガラシをどんどん栽培されております。

また、ほかには、すぐできる部分については、シソですね、ソバ、エゴマ、キクイモ、マンゴー、トマト、こういったものはすぐ道の駅に出せると思います。

それで、私が考えたのは、上峰にだけあるものは——上峰だけです、町外に持ち出し禁止というようなもの、特別なものは今のところない。先般、沖縄に研修に行ったときには、沖縄のトウガラシは県外持ち出し禁止で栽培が不可能でしたので、黙ってこそっと買ってきました。今度、種でふやしてみたいと思うんですが、やっぱりそういうものを、独自の生産物というか、そういうものがあってもいいのじゃないかと。

ただし、道の駅がいつでき上がるのか、5年後か、10年後か、それに合わせて特産品というのはなかなか難しいと思うんですが、どうでしょうか。

〇まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

まず、お尋ねございました道の駅の完成の時期ということでございますが、道の駅の整備につきましては、今年度いっぱい基本計画を策定することにしておりまして、来年度は実施設計に着手をしまして、順調にいけば平成32年に工事を着手しますので、平成32年度内を一応目標としております。

それから、特産品のリストということでしたけれども、後ほど取りまとめをしてお渡しをしたいと思っております。

それから、上峰町独自の特産品ということでございますけれども、私もそうしたものがあれば、将来的に道の駅、また、直売所等を設置した場合には、お客様に訴求する大きなポイントになるのではないかと思います。

現時点でなかなかこれというのは、すぐに頭には思い浮かびませんが、先ほど私、答弁の中で触れました、完熟ライムを原料とした調味料というものを、今回、町内で生産活動されている農業法人ございまして、そちらのほうで開発されておりますが、例えば、その農業法人では、ライムを町内で生産したいというような御意向もあるというふうに聞いておりますので、そうしたものも何らかの支援ができればというふうには思っております。

以上です。

〇6番（井上正宣君）

1次製品の、例えば、トウガラシですね、シソ、ソバ、エゴマ、キクイモ、こういう第1次製品として2次加工をすれば、独特の加工品ができてくると思うんです。2次、3次加工すればですよ。シソであると、生のシソ、それから梅酢、それからジュース、いろんなものが出てくると思うんです。キクイモについては、きょうニュースであっておりましたが、休耕田を活用してつくったら、それが特産品になったというニュースがあっておりましたが、健康志向であったり、いろんなものが今、はやっておりますので、つくれば売れると思うんです。エゴマだって生でも食べられますし、面積的には2町ぐらいつくれば油はとれると思うんですが、それも特産品で出してみたらいいかと思います。

それには、道の駅のそばには加工所が欲しいと。加工所があれば、何でも加工ができるようにしておいたら、すぐ加工したら販売できるような体制、これは道の駅あちこち見て回って、みんなそうですが、道の駅のそばに加工所があるところは非常に特産品が多い。

韓国のトウガラシは、せっかく国際交流の中で驪州との交流があるわけですから、向こうの人に尋ねて、韓国のトウガラシをつくりたいけど輸入しますかというような話もしていいんじゃないかと思うんです。鹿児島はもう既に、韓国の実業家の方ですが、焼酎とこのトウガラシをどんどん輸出しているということを聞いておりますが、そういうことも兼ねて考え

られると思います。

そこで、加工所を併設してやるという、道の駅の構想の中に入ってますかね、加工所が。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

加工所が道の駅の整備計画に含まれるかどうかの御質問でございます。

9月に策定をいたしました基本構想におきましては、上峰町の道の駅として望まれる機能等を概括的にまとめておりますが、そこには直売所とともに加工所というものを記しております。

具体的には、どういった規模とか、どういった機材とか、そうした具体的事項については、この下半期、来年の3月末までにまとめます基本計画のほうで整理をしていきたいと思っておりますが、この加工所についても、具体的に今検討をしている状況でございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

特産品をつくる場合には加工所が必要ですけども——必要ですね。それが道の駅に合わせて完成するとなると、それから1年ぐらい、加工するには後になるわけですよ。加工するのを1年早くつくってもらえば間に合うと思うんです、道の駅のオープンに。わかりますかね。道の駅をオープンと同時に加工所をつくれば、加工するのに1年かかる。1年おくれて特産品が出るという形になりますから、そこに1年のギャップがあれば、商品開発も1年おくれる。そういったところで、加工所をつくるのを1年早めるわけにはいかないのか、それをお伺いしたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

加工所を道の駅の整備ではなくて、例えば、単独で前倒して整備ができないかと、こうした御質問かと思います。

現時点では、道の駅とあわせて検討しておりますのは、一つ、道の駅の整備にあわせて農水省等の補助金を検討できるのではないかと、こういうふうに思っておりますので、そうした場合には、やはりつくったものを最終的に販売するというところが必要ですので、道の駅の中に直売所とあわせて加工所をつくるというふうに整理をしたほうが、補助金の申請等においても説得力があるのかなというふうに思っておりますので、今、現段階では道の駅の中で加工所というものを検討しておりますけれども、議員がおっしゃる単独でというところも、今、現時点でそれが全く選択肢がないというわけではございませんけれども、あわせて検討をしていきたいと思っております。

○6番（井上正宣君）

そうすると、予定では33年度に道の駅ができ上がるような気持ちですね。そうすると、4年ありますから、何とか開発はできると思うんですが、それにはシソ、ソバ、エゴマ、キクイモなんか、栽培を、生産する人をそれまでにふやしておかないと間に合いませんが、つく

る面積ですね、面積がないと商品になりませんから、エゴマなんか特に面積的には2ヘクタール以上はつくらないと、ちょっと油をとるのは困難だと思うんですが、生で葉を食べるのは幾らでもいいんですが、室長、エゴマの生の葉、食べたことがありますか。エゴマの生の葉。ないですか。焼き肉、物すごくおいしいですよ。やっぱりいろんなものを食べてみてくださいよ。エゴマの葉は物すごく血液にはいいそうです。

キクイモもつくるのは簡単です。あとは、マンゴーとかトマトは現在つくっておられますから、そういうのも生で生産するのもいいかもわからんけど、加工したらもっと特産品になるかもわかりませんが、とにかくここ3年ぐらいの間に、ある程度そういう基盤を整備してほしいと思うんです。

生産能力がそれに合うかどうかですね。加工所をつくるにしても、面積がないとどうしようもなくなるわけですから。韓国のトウガラシなんかもいいと思うんですよ。もう種は安く入りますから、1町、2町つくっとけば、余れば輸出していいわけですから。そういうものを考えて、3年以内には生産性を確立するというような気持ちでお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員からお話しございました道の駅、直売所等に合わせて生産体制を確立していくということ、これは大変重要であると思いますし、町内の農家の方々ともお話ししながら、どういった品目が望ましいのか、そういったことも意見交換等はしていきたいと思っておりますが、ただ、実態としましては、町内の農産物の生産量、品種ともに、実際問題としては、町内だけで全てを賄うということは難しいのではないかとこのように想定をしておりますので、例えば、佐賀東部地区の道の駅、当町の道の駅に農産物等供給いただける、このような農家の方々を確保していくと、こうしたことも重要であると思いますので、両面で今後、道の駅の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○6番（井上正宣君）

もう減反政策が終わりますから、そういった点では米麦に頼っている農家は畑作に変わっていく可能性がございます。だから、ここからここまでは何をつくってくださいというような方向性を出してもいいんじゃないかと思います。米麦にかわるものがあれば、つくると思うんですよ。

とにかく足を一歩前に出してください。ただ傍観して、机上の論理じゃないけど、一歩足を前に出して、それから動くと思いますので、その点よろしくお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

これで6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、5番漆原悦子君より一般質問をお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い質問させていただきます。

1件目は、高齢者支援についてです。

要旨1、平成27年2月26日に空家対策特別措置法が施行されましたが、施行後の状況はどうなっていますか。

要旨2、独居宅支援の現状は。

要旨1、2ともに高齢であるがゆえの問題もあろうかと思いますので、町の考え方をお尋ねしたいと思いますので、あわせて質問をしていきたいと思っております。

2件目は、子育て支援についてです。9月議会でも質問させていただきましたが、再度お尋ねします。

要旨1、教育長不在はいつまでなのか。

要旨2、平成30年度に向けた取り組みは教育長代理で対応できるのか、町の考えを聞かせてください。

3件目は、道路整備についてです。

要旨1、11月10日、中学生の子ども議会の中でも、生徒たちの目線で質問が出ていましたが、生活道路でもある通学路の整備、補修はどうなっているか、お答えください。

要旨2、平成29年4月に認定こども園も新築移転となり、危険箇所にもなっていますが、坊所南北線は補助事業で対応、拡張したいと言われていました。工事計画はどうなっていますか。

4件目は、通学福祉バスについてです。

質問に入る前に、お手元の資料、「デマンドバス」と記載しているところを、「予約型乗り合いタクシー」と訂正をお願いいたします。

平成27年9月から上峰町地域公共交通活性化協議会で運行について協議されている途中経過のお知らせが、町広報紙の11月号で「小学生の通学バスについて」、12月号で「日中の運行について」として掲載されていましたが、予約型乗り合いタクシーと中型バスの運行予定はどのように計画されていますか。

5件目は、駐車場利用についてです。

現在、すぱーく上峰の駐車場の17台分が契約車両駐車場表示となっています。敷地の半分を占めていますが、利用状況はどのようになっているのか、お答えください。

以上ですが、今回は町民の皆様からの声として受けとめて、答弁していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、高齢者支援について、質問要旨1、空家対策特別措置法施行後の状況はについて、執行部より答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。漆原議員の御質問でございます、質問事項の1、高齢者支援についての要旨の1でございます、空家対策特別措置法施行後の状況はという御質問でございます。

お答えをいたします。

議員の空き家対策の高齢者に対する支援に当たっては、幾つかのやはりパターンでの支援の内容があると考えております。

まずは特別措置法が今後適用されるであろうという可能性を持った家、要するに特定危険空き家というふうに解しますが、これも家屋という資産でございます。この資産の今後の適正運用に関しての配慮、特に資産として所有している空き家の今後の運用のあり方、高齢者の方にはなかなかそのところの法律の理解、または周辺の住民の方へにも、まだこの特定危険空き家であるということがなかなか理解が難しく浸透していないところもあるかと思えます。そういったことも考慮しまして、資産の相続人がいる場合とか、次世代の方が今後有効利用を——次世代というのは子供さんというふうに解していただきまして、子供さんたちが今後有効利用を考慮される旨を示唆することが推察もできます。

高齢者の方が自己所有者となり、かつ相続人も不在であるという場合も考えられます。こういった場合、今後におきまして、管理ができていない世帯も今後やはり増加してくることが、高齢化によって予測するところがあります。

そこで、現在実施しております、住宅等空き家所有者意向に関するアンケート調査を今実施しております。現在の所有者に対し、意向を調査、把握し、特に高齢者所有の今後の利用の目的または管理につきましても、所有者の同意のもとで、管理のアドバイスまたは業者の紹介等を丁寧に行ってまいりたいというふうに考えております。

また、本年度4月1日に制定をいたしました上峰町空家等の適正管理に関する条例の2条の中に記しております条文の中に、樹木の繁茂、害虫等の発生により、環境衛生上有害となるおそれのある状態、要するに危険な状態ですね——の意義となっており、特に隣接されている高齢者の身体的、精神的負担になっていることも情報提供されていることもあります。

このような場合におきましても、条例によりまして適正指導、勧告等も可能となりますので、現在、アンケート調査の意向も当然踏まえたところで、特に高齢者の世帯の負担にならないように早急な対応をとっていきたいというふうに考えております。

また、現在、特に区長の皆様とか、近隣の皆様とかにこのような御負担も、高齢者の所有ということもありまして、その方がなかなか動けないということもありますので、そういったところに御負担をかけている面も十分課としても認知しているところでございます。そういったところにつきましても、今後は、そういったところはボランティアの団体等による活動ができないかとかいうような方策も今後考えていきたいというふうに考えております。

空き家に対しましては、私からは以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

ただいま住民課の課長のほうから、今の現状をお知らせしていただきました。確かに今現在、区長さんとか、民生委員さんの方々に結構負担になっているというのか、何かあると区長さんに言ってくださいと言われることが結構多いわけですね。ところが、地域のことであるとしても、お隣さんがいての問題というのが結構あっていると思います。

先ほど言われましたように、樹木の繁茂ですね、私も2回ほど、この場で質問をしたことがあると思い——同じことで質問をしたかと思いますが、やはりどうしようもなく、お隣が空き家なだけにどうしようもなく、お隣さんが自腹を切ってシルバーさんをお願いしたり、自分のところで負担したりして処理をされているということも耳にしております。

そういう関係で、もう一度聞いてくれんですかと、以前はしてくれようと思ったと言われているんですけども、やはりその方たちも高齢ですので、以前してもらってたと思ってても、やってらっしゃらなかった、行政としてはですね、いや、そんなことなかったですよと言われても、ちょっとしてもらったことがしてもらったと自分自身で思っていることもあると思うんです。

そういう中で、私たちもやはり思うんですけど、自分たちの住んでるところでも、徐々にひとり暮らしは危ないといって、息子さんやお子さんたちが自分のところに連れていったりして、自然と空き家になっていく。最初はきれいにしても、少しずつ荒れてきますよね、住んでないから。そういうのがあって、どうしたものかなと思ったところです。

で、空き家の意向アンケートをとられたと、ことしですかね。同僚議員の質問の中では110件調査をして、回答があったのが58件で、空き家バンクへお願いしたいなという希望があったのが21件と承りました。

ところが、その空き家も今は相続してもどうしようもないということで、そのままになっているところもありますよね。ずっと代をたどっていかないといけないとか、相続しないほうがよかったとか、いろいろあるかと思いますが、その辺も含めて大体お答えはいただいたんですけども、まず、理解をされてない。特措法ができましたけれども、高齢の人って、何度も何度も言ってあげないと、やはりわかれられないんですよね。その辺で、自分は悪気がなくても他人に迷惑をかけてしまったりと、で、近隣の人がすごく目をかけてくださってお世話をしてくださっていると、まあ、少しはいいんですけども、今、どちらかというと自分は自分というおうちがふえてきましたよね。昔みたいにおせっかいをすると、うるさいと言われるような風習がちっと出てきてますので、その辺でもちょっと心配するところです。

今回、私が思うには、この特措法ができたおかげで、住宅用地特例の固定資産税6分の1というのがもうなくなって、宅地と同じ並みの税金もかかってくるようになってきますので、まずはその辺の周知からやっていっていただかないと大変なのかなと思っております。

先ほどの樹木の伸びたりなんかしたのは、大体地方自治法とか、いろんなところで、民法

とかで、ここまでは切っていいよとか、決まり事がずっとあるから何とかなると思うんですけども、私が一番、聞いてて心配になったのは、うちの境界線、側溝があったり、ブロック塀をしたりされてますよね。その辺の問題のときには、区長さんたちは、俺たちは手が出せんもんねと、その辺の対策というのは行政ではどのように考えてあるやろかと。だから、木が伸びてきたら枝を切ってくださいとか、侵入してきたら、もういらっしゃらなくても、切っても民法でどうにかなると思うんですけども、その境界線とか、ブロック塀がやっぱり台風とか災害があったり、今、結構多いですから、危なさそうになったときにどういうふうな対応をされるのか、その辺答えていただけたらいいのかなと思います。済みません、ちょっと難しいかもしれませんが、お願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。

今、議員がおっしゃっておられる、全くそのとおりでございます。実際、御高齢の方が空き家を所有されていて、そして、やはり危険になるぐらいの繁茂をしているところとか、実際、何件か、もうアンケートの中でも調査が上がっております。

そういった中でも、本人様の御意思を確認ができた範囲からすれば、やはりそこまで本当はしておきたくないんだということは言われております。だけど、どうやって、そしたらきれいにしたらいいのかというようなことをやはり電話等でも私も当然話もしましたし、担当のほうも連絡がとれるところは、近隣でしたら大牟田とかまで出かけて、直接お話とかも聞いております。

そういった中で言われるのは、やはり高齢になって、自分も動けない。何とかしたいんだけど、できないという御意見がやっぱり多くございます。実際、そしたら子供さんたちはいらっしゃいませんかということでお伺いをすれば、実はもう子供さんたちも遠くにいて、実際管理する者がいないんですと、そしたら、売買とかなんとかの方法もございますよねというふうに、やはり丁寧に御説明をすれば、空き家に対しての今後の管理とかに関しても興味をお持ちになっていただけますので、やっぱり私たちにできることというのは、まずはこのアンケート——まだアンケート最中でございます。最中でありますので、このアンケートの最終的な結果を見て、そういった、所有者を調べましたら、やっぱり若い方ではないんですね、実は。実は御高齢の方が多いです、所有者に関しては。そういったこともございますので、そういったことも今後の対策に踏まえて、先ほど申されましたように、区長様とか、民生委員さんたちとかの余りにも手に負えないようなことにならないように、やはり行政としても支援ができる範囲、または地域のほうへのボランティアとかの団体とかを、できればそういった団体を募ってみたい、そういったことを考えてみたいというふうに思います。

そういったことも区長様のほうからも御依頼等も実はあっておりますので、やっぱりお金、実際、これも一例なんですけど、1軒お訪ねした家で、大牟田まで行きました。——みやま

市ですね。みやま市まで行って、そして、ちょっといろいろ理由を聞きましたら、やはりお金も出せないという御家庭もありましたので、そういったこともありまして、そしたら、私たちが迷惑にならない分、切っていいですかということで切った例もございます。そういったこともありますので、今後、そういったことも頭に置いて、実際、そういった事業に賛同されてくださる方等がいらっしゃるかどうかとも検討して、今後につなげていきたいというふうに考えます。

それと、境界の件は、ちょっと私ではなかなか境界につきましてはお答えができませんので、申しわけございませんが、私からの回答は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

今、課長のほうから答弁をいただいて、大体内容はわかったんですが、やはり何というのかね、樹木だけじゃないということですね。先ほど、今、答弁はちょっとできませんと言われたんですが、そういうふうなちょうど合い中が、塀でもちょうど真ん中がお隣との境目とか、いろいろありますよね。それでどうしようとか、そういうのを区長さんに言われても、正直言って困るわけですね。

だから、最終的には行政で、今、一生懸命かかわってくださってますが、ボランティアさんを募るということも話してあります。それに賛同してくださる方がいらっしゃれば、本当にありがたいことなんですが、そういう中で、今からこういう方がどんどんふえてくると、おうちがですね。ふえてくるだろうと思いますので、でき得れば、このアンケートが終了して大体の中身がつかめたときに、今後、ひとり暮らしで自分でどうしようもないという方が何名か多分出てこようかと思うんですけれども、そういう中で、問題点がずっと浮き彫りになったときに、行政からだとか相手さんに言っても、行政が言ってくれるなら動かれるんですよ、正直言って。普通の方でも、若い方でもですね。ところが、お隣さんだとか、知り合いの人が幾ら言っても、やはりやってもらえないというのが実情ですね。

だから、その辺で、人間の心理としてでも——というわけではないんですが、行政のほうには負担をかけるかもしれませんが、本当に困ってある方、そういう相談があったときの対策室と言ったらおかしいんですけど、協議する場をつくっていただけたら、町民の方もそこに相談に行ったりできるんじゃないかなと思ってですね、それをお願いしたいと思って、ちょっと今見てる限りでは、このままいってもなかなかですね、平行線じゃないけど、どちらかが折れて、お隣さんがやってあげるとか、結構そういう部分が出てくるのではないのかなと。やっぱり個人さんの所有ですから、してあげたくたって、個人さんの確認をしないと手が出せません、片づけるにしてもですね。その辺があるので、できればその辺も検討して進めていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

どうもありがとうございます。もう漆原議員おっしゃったとおり、先ほど来、私の考え、また、議員の考え、類似している点、多いと思います。今後、来年度に入りましたら協議会を立ち上げるということを、昨日の向井議員の御質疑にございまして、重複して申しわけございませんが、立ち上げるという準備をしております。そういった中で、今、調査をしている空き家につきまして、ランクをちゃんとつけております。そのランクの中で、やはりどうしてもやっぱりその対応が必要であるというようなことは協議会にずっとかけて、協議会の中でもその方向性というのをずっと示していくということになっていきますので、今、議員おっしゃったようなことも、その協議会の中で対策等を進めていきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、独居宅支援の現状はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。漆原議員の質問事項 1、高齢者支援について、要旨 2、独居宅支援の状況はに関して答弁をいたします。

独居高齢者は、平成27年国勢調査で297世帯というふうに把握をしており、今後も経年的に増加する傾向が予測されております。しっかりと自立して元気に暮らしている高齢者が多い一方で、健康面など不安を抱えながら、ひとりで暮らしている方もいます。今は元気でも、年をとればとるほど体力は衰えていくので、何かと不安要素はふえていきます。また、離れて暮らす家族の立場から、高齢の家族の生活ぶりを不安に感じられている方もおられるでしょう。

高齢になっても、健康で安全にひとり暮らしを続けていくには、周囲から何らかの配慮や支援が必要です。介護保険によるサービスに加え、ひとり暮らしの高齢者への支援を提供する必要があると思います。

現在の支援体制としては、民生児童委員の訪問や地域包括支援センターのかかわりを初め、サービス面ではおたっしゃ便による買い物支援、配食サービスによる安否確認、疾病等により連絡体制が確立できない方に関しては、緊急通報装置の設置などのサービスがございます。

高齢者の個別の状態に合わせて、公的介護保険によるものなど、ほかのサービスと組み合わせたほうがよいケースも少なくはありません。御入り用の際は、健康福祉課窓口や地域包括支援センターにお尋ねいただければ幸いに存じます。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

課長のほうからの答弁では、上峰町内、平成27年度で297世帯の独居老人さんたちがあるということでお答えをいただきました。今、御報告がありました訪問介護、それから、地域

包括センターでのかかわり、買い物支援のおたっしゃ便、配食サービス、ひとり暮らしの方にですね。それから、緊急通報の機材を置くとか、そういうのは常日ごろお聞きをしています。

皆さんも御存じだろうと思うんですけども、独居の人も297世帯あるんでしょうけれども、家族といっても、日中ひとりになるという方もたくさんいらっしゃると思うんですね。私は独居宅ということで一応質問を入れたんですけど、日中がひとりという方もたくさんいらっしゃるって、昼はほったらかしというところも、やっぱり忙しいと、そうせざるを得ないこともあるでしょうし、本人はそういうつもりじゃなくても、そういうふうに思われてる高齢の方もいらっしゃるのかもしれない。

そういう中で、安否確認でお弁当の配達をしたり、以前はただずっと決まったところに置いてくれば、顔を見なくても置いてくればサービスとしてやってましたけれど、現在、有償になってからは、配達する人が有償になって配達をされるようになってからは、必ず手渡しということに変わったと思います。

ところが、そういう独居老人さんというのは、いらっしゃるいいんですけど、いないと持って帰って、また連絡とって持ってくとか、いろんな大変なことも現在あってるだろうとは思いますが、暑かったり寒かったり、それと、お弁当にしては1食分ちゃんと既定の量を入れてあるんですが、もったいないからと2回に分けて食べたり、いろんな方がいらっしゃるわけなんですよ。

やはり、その後の殻を持って帰ると、私が無償で配食サービスでボランティアをしてるときもそうだったんですけども、取りに行き持って帰るときには、ちょっと水で流してくださいと言っても流されなかったり、流してあったとしても、中にアリとか虫が入ってたことが結構あったわけですね。

今後、私が心配するのは、独居でまだわかる人だったらいいんです。ところが、今現在、認知症が結構ふえてきてますよね。認知症の人というのは、とにかく今現在、こんなに寒いんですけど、暑さ寒さも意外とわかりません、正直言って。暑くても冬物を着たり、寒くても薄着をしてたり、それから、腐ってても、食べちゃいけないよと言っても、残しといて食べたりとか、それはもう仕方のないことなのかもしれないけれども、防げるところで、必ずもらった分はそこで食べてねと、あとは処分してくださいと言うしかないと思うんですが、そういう中で、配食をしてる人たちがやっぱり困り果てて、もうどうにかしてくださいというふうな問題もあると耳にしております。

それと同時に、そういうふうになってくと、身の回りのお片づけも気にならなくなってきます。だから、ある意味では、もう掃除や洗濯がまめに行えないと思ってらっしゃる方はいいんですけども、ごみだらけでも全く気にされないわけですよ。多分そういう方が今からどんどんですね——ひとりであって認知症であれば、施設に家族が入れてくれればいいんで

すが、入れていただけない方は本当に大変なことになってくるのかなと。これも先ほどの質問じゃないんですが、近隣の方に御迷惑をかけたり、近隣の人が目配り、気配りをする必要があるのかなと。

私も結構、近隣の人とひとり暮らしの人が私の隣保班も結構多くて、そういう感じでお話をしたりするときに、やっぱり身内の人に来ていただけるといいんですが、なかなか来られない家もあると思います。そういう中で、行政としてどのように対応していくのか、結構頑固な人もいらっしゃるよね。そういう部分で、行政としてこういう既存のサービスはもちろんですけれども、そういう中で問題が発生したときには、どのような対応をしていこうと思っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

今、御指摘いただきましたのは非常に難しいケースで、私たちも常日ごろ苦労しているようなところを言われてあるのかなと思っております。いわゆる処遇困難ケースと言われるようなものの取り扱いに関しての考え方を問われているのかなというふうに認識しております。

当然、私どもいろいろかわる中で、支援に協力的な方ばかりではございません。支援に対して受け身の姿勢をとられる方は、それによって支援が入りますので、生活環境が向上したりとかいう場合も相当数、それも実はございます。

しかし、本人あるいは家族が支援や介入を拒否して、こちらからの支援が滞る場合も多々ございます。家族が支援を拒否した場合は、場合によっては虐待事例という形で取り扱うことが可能になってまいりますので、そういった際には幾ばくかの介入が可能になってくるかと思うんですけれども、本人さん、家族さん双方が拒否されている場合というのがなかなか難しいケースになるかと思えます。

こういった場合が、いわゆる処遇困難事例と言われるものになるんですけれども、こういった場合には強制する権限がございませんので、本人や家族が受け入れていただくのに時間を要する場合がございます。場合によっては、どれだけ時間をかけても動きが見られないケースというのもございます、対応に苦慮するケースも確かにございます。そういった場合、私ども地域ケア会議という処遇困難ケースを、各、ケアマネジャーだけでなく、そういった福祉、あるいは医師、薬剤師とか、最近では歯科医の方も入っていただいているんですけれども、そういった専門職で検討する会議というのを月1回開催しておりまして、そこでいろんな方の多角的な見地からの意見を持ち寄りまして、解決へのアプローチを探るなど、そういった形で研さんを積んでおります。

ですので、なるべくそういった方については、見守り、他の方の目が入るようにとか、そういった対応をすることで、なるべく話に耳を傾けてもらえるような体制をまずは構築するために、信頼関係をつくっていくというところから始めていくというのが私どものセオリーといいましょうか、常套手段というような形でアプローチをさせていただいているのが現状

でございます。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

確かに課長の言われるとおりです。信頼関係ができてなければ、サポートはとにかく難しいです。根気よく訪問して、時間をかけてでも接点を持つしかないわけですね。特に認知症の人は、同じことでよく苦情を言ったり、怒ったりしてると、その人の声を聞いたら、もう聞かないと思い込んだら絶対聞かないそうです、ということを教えてもらいました。

だから、認知症になった方には強い口調じゃなくって、普通の会話でしてくださいということを私も教えられたことがありましたので、その辺でもですね、やはりそういう方が周りにいらっしゃる方はよく理解できるんだけど、そういう方がいらっしゃらない人って、正直言ってわかんないですね、認知症というのをですね、度合いでですね。話すときは上手に話されますから。

だから、そういう方もふえてくるだろうし、先ほどの地域ケア会議が十分なされてるということですけども、やはりそうやってお弁当を配達している人からの苦情があったり、もう行きたくない、どうしようとか、聞いてもらえないとか、やはりそういうのもあつてると聞いておりますので、その辺ですね、それから、やはりごみがいっぱいあると、おうちをどうにかしてほしいんだけどと言われてもどうしようもないおうちもあると思います。

だから、そういうことできちんとしてもらいたいということがあって、私、質問をしたんですが、これもどうにかありませんかというふうな話がありまして、ここでは差し控えますけど、そんなこともあって、このケア会議、やられてますと言われたんだけど、先ほどの、最終的にはやはり信頼関係だと思います。根気強く相手と向かい合うしかないと思いますので、大変でしょうけれど、今後もやっていっていただきたいと思いますので、どんどんふえてくる高齢者だろうと思いますので、福祉にはですね、子供には——町民の目線からいくと、高齢の人から言われるのは、子供にはすっごいよくしてあるけど、自分たち高齢には少しほったらかしじゃないと言われるときも時々ありますので、そういうことはないですよって言うんだけど、やはりそういうふうな見える部分と見えない部分がやっぱりありますので、そういうことを言われる方もいますので、その辺での何かあったときは福祉課へ相談に行ってくださいということを言いますので、今後もよろしく願いをしておきます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

済みません、私どもの仕事ぶりに関してはねぎらいまでいただきまして、ありがとうございます。

議員言われるとおり、先ほど、いわゆるごみの問題とかも含めて、まあ、私、環境の所管課ではございませんけれども、いろいろなモデルケースでやってる自治体とかもあるようではございますけれども、かつては地域の住民のコミュニティーによりまして様子を把握し、

孤立を防いでいるというところは確かにございました。今でも同様のコミュニティが機能すれば、そういった、いわゆるごみ屋敷とか、そういったものの暴走というのは防げるのかなというふうには思います。

先ほども議員御自身も言われておられましたけれども、多少のおせっかいとささやかな介入というのはとっても重要だというふうに私も思うております。人というのは、コミュニティから外れますと秩序をなくしがちで、生活空間を片づけられなくなったりというのはあつたりしますし、路上生活者の方とかでも、コミュニティに入っている方と言われるのは、いわゆる段ボールハウスとかでもきちんと片づけられてあつたりとか、そういった意味では、やっぱりそういった地域力の再生というのは非常に肝要かというふうに思っておりますので、地域包括ケアシステムというのは、まさにこういったところの再生を望まれているのかなというふうにも思っております。福祉の面からのまちづくりということも考えられる一面ではございますので、そういった側面からも、私ども鋭意努力していきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

住みなれた地域で自分らしく生活したいって思うのは、誰もが持っていることだろうと思います。日本全国あちこちでそういう方のお手伝いをしたり、支え合いのボランティアをしたり、介護から離れて、ちょっと漏れた人たちのお世話をしたりとか、いろんな事例があるうかと思います。日中独居の人だけでなく、高齢者がふえてきますので、その辺でも手厚い福祉の施策をやっていただきたいと思います。

ただ、もう一つは、何というんですかね、訪問型のサービスがありますよね。ところが、ひとりだと、それも利用しやすいんだけど、家族がいると、何となく抵抗があつて利用しづらいということがあつたり、やっぱり利用料金が発生したりするじゃないですか。その辺がどの辺まで利用してできるのかどうなのかということが、高齢の人、また、一緒に住んでる世帯の家族さんも意外とわからないと思いますので、その辺もよかったら広報紙とか、いろんな媒介手段を使って、このぐらいだったらこうですよってでき得るものがあれば、そういう啓蒙をしていただければなというお願いを込めて、この項は終わりたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほど訪問型のサービスの件について御質疑いただきました。訪問型のサービスにつきましては、総合事業の中で今見直しが行われておりまして、本年度から、例えば訪問Aとか、あと現行型サービスとか、現行相当サービスとかいうものがもう既に始まっておりまして、その後に、私も昨日の一般質問の中で、吉田議員の質問だったと思いますけれども、そちらの中で訪問介護Bのこちらのほうについて検討をやりたいということで考えております。そちらのほうに住民主体のサービスという形で、やるほうも住民になるわけですね。

ですので、そういったところで既存のボランティア組織とか、あるいはシルバー人材センターのような組織、またあるいは、当初は民間の団体とか、そういうところが先導して、そういう力になり得る人たちを涵養しながら組織づくりをしたりとか、いろいろなやり方があります。そういった中で、自発的にそういった主体の中でサービスを提供できるようなものを今後構築していきたいというふうになっておりますので、そういったものが形になった折にはぜひ啓発をして、皆様方が利用しやすいような形でやっていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項２、子育て支援について、質問要旨１、教育長不在はいつまでなのかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

漆原議員の質問事項２、子育て支援についての要旨１、教育長不在はいつまでなのかという御質問についてお答えをいたします。

現在、教育長は自宅にて療養中でございます。教育長から11月10日付で、再度平成30年３月31日まで自宅療養を要する旨の医師の診断書の提出がっております。

以上です。

○５番（漆原悦子君）

平成30年の３月31日まで病院の診断書が出てるということですが、それまでは今の体制でいけますか。今の体制でいく考えですか。それだけでいいです。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

漆原議員の御質問でございます。

教育行政法に基づくと、教育長が事故あるときは、教育長の職務代理者を立てるというふうになっております。そのことから、３月31日まで職務代理者が代理をしていただくということになろうかというふうに考えております。

以上です。

○５番（漆原悦子君）

町長にお尋ねしたいと思います。

では、教育長が約１年、丸々ですね。29年度いっぱい全部休職ということで病院の診断書が出てるということに対して、どのようにお考えなのか、それをお聞かせください。

○町長（武蔵勇平君）

教育長が事故によりまして、こういう状況になったということをここで申し上げるつもりはございませんけれども、一般論としましては、事故、病気等があった場合は、その間につ

いては代理者を立てて、代理者がその職責を果たしていくということになろうかと思いますし、事故、病気の場合につきましては、御本人の回復を願うということで、その間に教育委員会のほうで御本人の意向については聞き取りをされているものだというふうに理解をしております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、平成30年度に向けた取り組みは代理で対応できるのか、町の考えはについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

漆原悦子さんから、平成30年度に向けた取り組みは代理で対応できるのか、町の考えはということでお尋ねをいただいております。

平成30年度に向けた取り組みという、この表現は抽象的でございますが、30年度に入っ後の教育委員会体制のことを聞いておられるということであれば、教育委員、教育長の人事に関することであり、言葉を控えますが、30年度に向けた取り組みということでございますので、前年度に行う翌年度の、例えば、予算措置等のことを指すとすれば、平成29年度の仕事ということでございますので、現在は代理者が行っているということでございます。

これができているのか、できていないのかは、仕事ぶりの評価についてでございますので、主観的に申し上げることはできないと思いますが、私が就任した間もない平成20年、いや21年の翌年度も教育長さん不在のときがございました。そのころは、予算査定等の翌年度に向けた取り組みを代理者が対応されておられました。職員、課長が兼務をされていたということでございますので、その視点から考えますと、より層の厚い対応は教育委員会としてされているのではないかと考えてございます。

○5番（漆原悦子君）

以前にもあったということで、今お答えをいただきました。

では、別の観点からお聞きします。

9月議会のときに、教育長代理のほうから周辺の問題について、なかなか難しい案件も出てますと、自分としては一日も早い復帰を望んでおりますということで、私、あと何も言わずに質問をやめたわけなんですけれども、今ですね——今からと言ったほうがいいのかな。教職員人事がもう既に動き始めているだろうと私は思っております。地方公務員さんですので、もう意向調査とか、そういうのも既に出てしまっていると私は思ってます。そして、29年の2月ぐらいから不在のまま、教職員人事もあったのではないの、で、今の状態ができてると思っております。

基本的に教育長さんのいらっしゃるということは、町にとって、とっても大変なこと

だと思っております。そういうふうな会議に行って、発言はできるんでしょうか、できないんでしょうか。代理として参加されて。要するに、そういう教職員の異動とか、いろんな会議があるじゃない。教育長会議というんですかね。そういう場で発言はできるんでしょうか、できないんでしょうか、お答えください。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

昨年の2月22日に教育長が倒れられて、急遽、私が教育長代理として会議に出ました。昨年度の最初の会議は、まさにその人事の会議でございまして、2月といいましたら、ある程度人事は進んでおったような状態ですけれども、そういう教職員の人事を統括するのは東部教育事務所というのがございます。で、各市町の教育委員会があつて、その傘下に小、中学校があります。

人事に関することは、東部教育事務所と教育長というようなところで会議が行われます。東部教育事務所は上峰町がそういう事態になったということをよく御理解いただいて、教育委員会と、それから学校の間を中継するといいますか、指導主事というのがおりますよね。この方は前年度は2年目でしたけれども、ことしは3年目ですけれども、その学校内のことをよく知っておられますので、昨年度はその会議にその方も同席いただいて、ある程度スムーズに人事は行われました。

今年度は、私もまたこの時期までここにおるとは想定しておりませんでしたけれども、やはり先生方の異動に関するものですから、非常に大事な責も負っております。その辺のところは東部教育事務所の方もよく理解しておられますし、私の足りないところをその小、中学校、それから指導主事、それから事務局ということで、力を合わせて情報を共有してやっております。

発言ができるかということでございますが、それは代理といっても教育長代理ですから、発言はできます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

いろんな会議で発言ができるということを聞いて、安心いたしました。実は、代理は身分に関する規定は適用されませんというふうな条項もあつたりしたものですから、ちょっと気にはなっておりました。そういう発言ができないんじゃないかというふうなお話も聞いたりでましたので、心配しておりました。

やはり小学校、上峰は1小1中しかありませんので、やっぱり原点となる土台ですよ、教職員人事というのは。そして、やはりどうしても若い先生、頑張りのきく先生とか、そういう方を連れてきてほしいとか、いろんな思いがたくさんあると思います。やっぱり成績を上げるためには、頑張りのすごい先生が来ていただいたらですね、どの先生も頑張っていると思うんですけど、よりよい先生が見えたら、それなりに活性化していくんではないの

かなということで、私もちょっと心配をしておりました。

今まで教育長さんをされた方なんかからも、もう12月なのに大丈夫かいと、もう2月になったらとてもじゃないけど、毎日でも引っ張り出されて、そういうのに対応しなくちゃいけないかったのに、まだ見えてないのかというふうなことをよく言われてましたので、その辺でちょっと質問をしたところでした。

それと同時に、幼保小の連携会議があったり、それから、特学——特学と言ったらいけないんだけど、心身に障害があるお子さんとかの編入ですね、上峰に入れるのか、支援学級に入ってもらえるのかとか、そういうのも今からどんどん出てきますよね。そういう中で、やはり私たち保護者として、旗振り役の教育長さんがいらっしゃらないわけですからね、1年間。だから、保護者とかいろんな人はどうなってんのって心配するのは普通ですよ。

そういう面で、今回、人事もありましたし、そういう面での采配と言うたら、ちょっとあんまりなのかもしれませんけれども、そういうものに、一つ一つの行事、一つずつ仕事を消化していかなくちゃいけませんけど、その辺に支障がないかという確認をしたかっただけです。

支障がないということであれば、そのまんま頑張っていってほしいんですが、余りにも長過ぎるので、きちんと、いつまでという報告も今まであっておりません。きょう初めていつまでということをお聞きしましたので、その辺がどこからともなく漏れていくだろうと思いますので、その辺で皆さん安心はされるのかなと思いますけれども、とにかくいろんなことで、特にそして、ことしですか、来年もですか、研究指定校になっていますよね。そういう部分においても、教育委員さんにしてもしかりですけれども、一生懸命頑張って、教職員の先生を叱咤激励していただく状態ですよ、今。そういう中で、やっぱり教育長さんがいらっしゃらないというのは、ちょっと気になったものですから質問させていただきました。

最後に、本当に問題なければ問題ないとはっきりおっしゃってください。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

何か、先ほど私の伝え方を間違ったことで、誤解をさせてしまっているかもしれませんが、以前にあったから、こういう状態がいいと言った覚えはございません。あくまでも、これは事故によりまして、議会とのやりとりの中で起きたことでございまして、先般、教育委員会、確認したときに、本人はこの回復を待ち、復帰したいという意見が御本人に面会されて聞かれたということです。私どももその回復を祈っているという状況でございます。

また、来年度、任期の話をされましたが、3月31日までで云々という話がありました。今、そういう状況でございますから、基本的には御意向を聞きながら、この議会が終わった後にも、また教育委員会のほうで御本人の意向を確認する必要があるというふうに考えてございます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項3、道路整備について、質問要旨1、通学路の整備（補修）はどうなっているかについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、漆原議員の質問事項3、道路整備、要旨1、通学路の整備（補修）はどうなっているかという質問に関して答弁いたします。

通学路につきましては、毎年8月ごろに上峰町通学路安全推進会議により危険箇所点検パトロールを実施しているほか、学校、保護者及び教育委員会などからの情報提供により指摘された箇所や要望箇所については、道路の維持補修工事にあわせて補修を実施しており、早期に改善策を講じる必要がある場合は部分的補修を発注するなど対応しているところでございます。

また、議員質問中、子ども議会の中で取り上げられた箇所について触れられておりましたが、当該箇所に関しましては、子ども議会の折にも答弁したとおり、道路構造令により整備をするとなると相当の費用を要するなど、期間的にもかかるということで、今後検討していくということで答弁をさせていただいているところでございます。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

○5番（漆原悦子君）

時間がないので、簡単に、早目に進めていきます。

今、通学路の整備補修については、毎年8月にちゃんと点検をされて、報告を受けながら、ちゃんと整備をしているということでした。

ことしも押し迫り、12月に入り、日暮れが早くなりました。子供たち、今までは自転車通学の子供たちも遠い子だけでしたけど、全員が自転車で学校に行けるようになりましたので、そういう面からも、薄暗くなると、でこぼこの道があると、やっぱり倒れたり、けがをしたりということも出てくるだろうということで確認をしたところです。

とにかく学校の周辺、それから下坊所、あの辺もとてもでこぼこしておりましたよね。下

坊所はちょっと歩いたら、補修というんですか、埋めてありましたのでいいんですが、今後についてもしっかりと、けががないよう、安全に通学できるようにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

先に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨 2、坊所南北線拡張工事計画はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

漆原議員の質問事項 3、道路整備、要旨 2、坊所南北線拡張工事計画はという質問に関して答弁いたします。

当該路線につきましては、社会資本整備総合交付金事業により整備を実施するため、平成 28 年度に概略設計を実施し、平成 30 年度の実施設計費の概算要求を既に済ませております。

来年度、国庫予算の配分状況に大きく左右されるところがありますが、順次、事業推進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○5 番（漆原悦子君）

ありがとうございました。

課長から今報告がありましたように、概略がもう終わったということで、国庫の予算を見ながらやっていくということでしたので、早急をお願いをしたいと思います。質問の要旨の中でも言ったように、認定こども園かみみね幼稚園ができたがために、お隣に消防小屋がある、第 3 部というんですかね、ありますので、その辺で見通しが悪く、すごく危険という親御さんからの意見も出ております。

ミラーもふると学館の前にありますし、全くですね、左折するときは幼稚園側から出ると見えませんので、その辺の対応をということも言われておりますので、その辺が行政でできるものなのかどうなのか、その辺と、時間がないので、まとめて言いますので簡潔に答えてください。

その分と、あとこの拡張に応じて、ずっと下のほうに下っていくと、ひかりこども園があると思います。ひかりこども園のところも、子供が下校時、帰るとき、下校じゃなかった、小学生の下校時もそうですけれども、保育園のひかり園の子供たちが帰るとき、保護者と一緒にですね、駐車場が西側の裏にあるもんですから、全部手をつないで歩いて、学校前住宅のほうに入っていっております。あそこも狭いので、車が離合が大変ですよ、西側に入るところ。だから、その辺もあわせて、でき得れば、私が思うには、ちょうどひかりこども園の中に公有水面がありますよね。そして、西側にグラウンドがありますね。それから、その西に駐車場を設けてあるんですが、その公有水面のところも、グラウンドに行くときに小

さい渡り廊下じゃないけど、橋をつくったような格好で渡って子供たちをやっているんですが、新しく新築の園舎を建て直すという話も聞いておりますので、その辺のときにその辺を有効活用して、園舎がどうせのく、いましばらくしたら排除されると思うんですけども、違うところに建てられるんじゃないのかなと私は思っております。あのまましながら建てられますので。その公有水面の部分を入れかえたりして、少し、ひかりこども園の北側でも話し合いが何かできて、あそこは側溝もありますので、その辺で有効活用ができないものか、がまず一つですね。

先ほどのミラーの件、どうなのか。それと、下坊所のすごく補修ができていなかった部分とか、あの路線のところがずっと言われていましたけど、その補修に関しては、昨日の質問の中でも答えをいただいておりますので、少しはよくなったと。まだ完璧ではないけれどというところです。

これを拡張するに当たっては、園舎があったりいろいろしますけど、今度、地元の地権者さんとの話とかいろいろあるので、小学校——ひかり園の前はどうにかなるんだろうとは思いますが、小学校の、フェンスがちょっと入り込んでいますよね。だから、どうにかなるのかなと私は思っていますが、何せ春野店のところがとても危険ですので、その辺を慎重に考えて、危険じゃないような配慮を組んでいただきたいなということで、今、当面、当たっては、ミラーの件と公有水面の有効活用ができるのかどうか、それだけ答えていただけますか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま漆原議員のほうから質問がありましたカーブミラーの件、あとひかり保育園の横の公有水面の件ということで答弁をさせていただきます。

まず、カーブミラーの件でございますけれども、認定こども園さん、かみみね幼稚園さんですかね——が進出を、あそこに出てこられて、そこからの出入りの際に見づらいということで、北側の消防小屋に関しましては、今、建てかえ計画をされている段階でありまして、それがのいた暁には見通しがきくのかなということで考えております。

カーブミラーに関しましては、町の施設であれば町のほうで設置していく必要もあるかと思っておりますけれども、個人さん、認定こども園さんのほうが進出されたことで見通しがきかないということであれば、原因者のほうで負担をしていただいて、設置をしていただくと。それは道路の敷地内でも構いませんので、そこに関しましては、うちのほうに申請をしていただければ設置は可能となっております。

あと、ひかり保育園さんの水路の件でございますけれども、今、建てかえ計画をされておまして、幾度か相談に見えられております。その中で、間にある公有水面につきましては、今、議員さんのお考えどおり、北側のほうにつけかえをして、一体的に土地を利用していきたいということで御相談を受けております。

そういった中で、園舎の建設計画にあわせて北側の道路のほうにつけかえの整備工事も向こうのほうでされると思いますので、その際に、うちのほうの道路も通りよいような形をつくって、安全に通れるような状況にしていきたいと、そういうふうを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項４、通学福祉バスについて、要旨、予約型乗合タクシーおよび中型バス運行予定はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項４、通学福祉バスについて、要旨１、予約型乗合タクシーおよび中型バス運行予定はに関して答弁をいたします。

現在、通学用バス車両２台の入札執行準備、そして、予約型乗合タクシー用車両２台の仕様書の作成を行っているところでございます。

また、本議会へ補正予算で中型バスの改造、造作費用の計上をしているところでございますが、議決をいただけた後には中型バスの仕様内容の整理を行い、順次調達準備を行ってきたいというふうに考えているところでございます。

中型バスは、現在の南周り、北周りの巡回ルートから縮小する巡回ルートになりますが、そのかわりに予約型乗合タクシーが町内を運行することとなり、指定施設をなるべく多く指定することで補完ができるものと考えております。

なお、予約型乗合タクシーの予定施設の施設管理者に順次折衝を行い、順次許諾をいただいているところでございます。

今後の作業といたしましては、実施事業者の選定、オペレーション機能のあり方の整理、予約型乗合タクシーの予約システムの調達、それと研修、バス停等の調達、警察との協議、国交省への路線認可などを順次進めていく必要がございますので、いましばらくお時間を頂戴したいと考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○５番（漆原悦子君）

今、予約型乗合タクシーと中型バスの状況を報告いただきました。

新年度から、９月議会のときからですね、当初は１０月ぐらいに運行をとということでお話をしてあったかと思うんですが、その後、新年度からというふうなお話も出ておりました。

今回、１２月の補正のほうに６,０００千円が改造ということで出ていましたので、もうちょっと延びるのかなと思って、ちょっと質問に上げたところでしたけれども、今現在、御存じのように、何度も私が言っていますけれど、通学福祉バス、本当に故障ばかりなんですよ。

それで、１台やっと、北周りが基本的によく故障していますので、南周りを北周りとして、

人数が多いもんですから、今は運行されて、あとは事業者さん個人の車で運転をされています。送迎という、送ったりされてます。運行をされています。

そういう中で、そうやってくださっているのはいいんですけども、シールを張って、のらんかいとしてやってありますけれども、だからそれで、それが今度の分ですかと言われる方も、わからない町民の方は言われるんですよ。あそこにとまっとったけど、あれが今度のタクシーですかとかですね、言われたりすることもあるんですけども、そうやって運行をしててもお金は取られないんですよ。子供たち運んでも何してもですね、ちゃんと認可されてるんじゃないからといってですね。だから、無料で車を動かしてある状態なんですよ。

だから、でき得れば早急に、私が思うには、タクシーじゃなくても、中型バスだけでも早急に購入して、どうにか代行じゃないんですけど、そういう部分に充てられないかということもあって運行計画を聞いたところでした。

先ほどずっと国交省とか、警察の協議とか、また、事業者の選定、研修とか、ずうっと予定と言われると、来年の新年度といってもちょっと厳しいのかなという思いもしますが、一日も早い導入を1台でもいいのでしていただかないと、本当に大変なのかなと。

南周りに小さい自分のところの車を使ってあるんですが、1回で終わらないんですね、正直言って。だから、どうかすると北周りが真っすぐ上がってきます。4時半はもう直接行きますので。そうすると、途中まで、要するに温泉の辺で、吉野ヶ里温泉の辺まではですね、またもう一台の自分のところの車で出したりもされたりもしてるという現状なんです。そういうことをわかっているもんですから、特に急いでほしいというお願いで質問を出しました。

それと同時に予約型乗合タクシーについては、一度、今現在のタクシー料金の約半分で計画をとという話をされましたので、その辺が住民の方というか、町民の方にずっと耳に入ってますね、現在ののらんかいバスだと、福祉バスだったら100円なのに何で300円払わんばねと。300円もするなら、年金はずっと減りよっとなにとでもじゃないよというふうな話も出て、こういうのは全部やっぱりロコミでいっちゃうんですね。だから、その辺もあって、この間、11月号と12月号に載せてくださったんですけど、乗ってらっしゃる方は大体理解できるんですけど、乗ってない人というのは、基本的になかなかわからないんですよ、やり方とかですね。だから、1回じゃなく、ずっと広報紙でもう少しかみ砕いてやっていただきたいということも一つですね。

タクシー料金についても、今後、上峰町の地域公共交通活性化協議会ですか、そちらでまだまだ検討される余地があるのか、その辺だけ、ちょっと簡潔に答えていただけませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

まず、作業工程からなんですけれども、確かに踏まえるべき点が多くて、なるべく一日も早く新しい運行に切りかえたいというのは私どもも同じ気持ちでございます。ですが、踏ま

えるべき点が多々ございますので、そこはきちっと押さえながら、遺漏のなきようやっていきたいというのがまず1点ございますので、そこに関しては、いましばらくお時間を頂戴することに関して御容赦いただきたいというふうにまずもって思っております。

それともう一点、料金の関係ですかね、言われてあったのは。

料金の関係につきましては、現在の料金形態については、はっきりまだ決まったわけではございません。まだ定まっていないのが現状です。

ただ、近隣の状況や、既存のタクシーの料金が今、初乗り680円というふうに認識をしておりますので、そういった一定の目安から考えますと、言われてあるような金額を挟んでの議論になるのではないだろうかというような推測はできるかなと思っております。

ただ、仮に値段を設定する際に私ども検討しなきゃいけないのが、今、既存のタクシー事業者さんやバス事業者さん、当然民間で運営されておりますので、民業圧迫という状況にならないように、その可能性があることから、一応の基準が考えられるだろうかということには思っております。

私どもとしては、他の公共交通機関と共存共栄を図り、足りないところをお互い補完し合うということで、地域の公共交通網を有機的に構築していくということが肝要かと思っております。

定まった料金に対して割高感があるような場合に関しては、ほかの手段、例えば、いろいろ考えられるんですけど、一案としては、例えば定期券を発行したりとか、あるいは運転免許証の返納制度を活用したところで割引を設定するということが自体は可能かと思われますので、そういった議論をしていく伸び代は十分今後もあるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

課長から今、料金のからくりというんですか、その辺もずっとお話をさせていただきました。私たちは理解するものの、町民の方にわかっていただくのは、なかなか容易なことではないので、じっくりとお願いをしたいと思います。

その話の中でもあったように、現在、認知症の機能チェックが、道路交通法の改正があつて厳しくなったので、自主的に返納されている方も多いと見受けられます。私も、のらんかいバスを利用しているんですけど、知らない方が時々乗っていらっしゃるんです。あら、きょうはバスですかと言うと、いや、免許証を返納したんだよと言われるんで、そういう方も今からはどんどんふえてくるだろうと思います。

そういう意味においても、一日も早い運行をお願いしたいと思いますので、事情はよくわかりますけれども、一日も早い作業を終わらせて、この活性化協議会も最初27年からあつていますので、もう2年過ぎていきますので、でき得れば一日も早い運行にこぎつけるように努

力を重ねてお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項5、駐車場利用について、質問要旨、すば一く上峰の利用状況はについて答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

漆原議員の質問事項5、駐車場利用について、質問要旨1、すば一く上峰の利用状況はについてお答えをいたします。

利用状況ということで、私のほうからはすば一く上峰駐車場の貸し付け状況についてお答えをいたします。

先ほど議員のほうから17台契約ということで御説明をいただきましたが、現在、区画線等も消えかかっておりまして、わかりにくい部分もあったかと思いますが、この駐車場につきましては、現在、学校法人みどり学園かみみね幼稚園に15台、有限会社ふるかわ整骨院に6台分で計21台分のスペースを賃貸借契約いたしております。

貸し付けの場所といたしましては、駐車場の東の端より3列ということの21台分ということで、通学福祉バスの運行、また、すば一く上峰の利用者の支障にならないようにということで、駐車場の約半分程度を貸し出しをしておる状況でございます。

残りの西側半分の駐車場につきましては、通学福祉バスの通路、また、すば一く上峰利用者の駐車場ということで、現在、社会福祉協議会のほうで管理をされております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

再度確認をいたします。

駐車場の利用で、みどり保育園に15台、ふるかわ整骨院に6台の計21台でよろしいんでしょうか。はい。

私が確認したところ、「契約車両駐車場」と書いてある白いマーカーじゃないけど、塗料のところにずっと書いてありますよね。あれを数えたら17個あったんですよね。だから、私はそのままずっと数えていって、17台と。そこだけはもう契約してあるものと思っておりました。

私が記憶しているには、坊所住宅、公営団地ですね。そちらの部分で、駐車場が1台ずつしかとめれないので、坊所団地ですね——のほうでとめれないので、あそこの人たちが路上駐車をしたりなんかがあったので、すば一くにとめられたというところまでの契約ですね——までは知ってたんですけど、そちらの方たちは全く契約はされてらっしゃらないんでしょうかね。

また、契約というのは、料金としては幾らぐらいもらってあるんでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

まず、坊所団地の住民の方の契約ですが、正式には契約されてないかと思います。

現状、契約書等々もございませんし、とめられているという苦情が数回あったことはありますが、それにつきましては、ワイパーに「移動させてください」というようなことで対応した経緯はございますが、正式な契約は至っていないと思っております。

貸し付けの料金でございます。

平成29年度につきましては、かみみね幼稚園のほうで15台の年額の247,500円、ふるかわ整骨院、6台で年額144千円ということで、年契約の一括購入ということで、現在、1年間ずつ契約更新をしているという状況です。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

はい、わかりました。

私自身の記憶違いだろうと思うんですが、以前、そういう話があったときに、坊所団地の方がこちらをというふうなイメージでずっと思っていましたので、そちらの方が借りてあるとずっと思っていました、正直言ってですね。

ことしに入ってからそういうふうな話で、違う方が借りてあるというふうな話を聞きまして、そこでちょっと確認をしたところですよ。

ただ、一つ聞かせてください。

みどり保育園さんは新築移転をされたときにですよ、駐車場をたくさんつくられていますよね。それにもかかわらず、以前から15台だったんですかね。まずそれですね。

それと、ひかりこども園さんについては、全く借用されてませんし、小学校で使われていたときは閉鎖になって、裏を、駐車場を買われるような状態になられたと思うんで、何か不公平さがあるんじゃないかというふうな話もちょうと聞いていますので、その辺の理由をちょっと教えてください。

○財政課長（高島浩介君）

まず、御質問のかみみね幼稚園のほうで認定こども園ですか——になりまして、前のほうに広く駐車場ができていますということでございますが、基本的にうちのほうから駐車場が広くなったんでお貸ししませんよという話はしておりません。

財政当局の立場といたしましては、基本的なあきスペースで収入を得るというのは、当初から、苦しかった時代からずっと続けてきておられることかと思っております。

かみみね幼稚園さんにつきましては、平成21年度からずっと継続的に借用されております。平成24年度から、ふるかわ整骨院さんが借地をされておるところでございます。

あと、ひかり保育園さんにつきましては、平成21年度よりこちらと同額で、場所は全然違

いますが、昔の学校前住宅のところを借地をされていたようでございます。それにつきましては、24年度に、こちらのほうのすば一くのほう等に申し込みはなく、向こうを買われたということでしょうが、借地の契約を終わっておられるという状況でございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

理解しました。ありがとうございます。

ただ、町民の人とか、ほかの人からちょっと見ると、やはり制服でそのまま来られて、何であそこだけとか、そんな話が来ました。で、確認をしたわけですので、そのままお答えはしますけれども、そういういきさつがあったというのは私も知りませんでしたので。ただ、いろんな話が来ますので、きちんとわかったという面ではあれですけども、ただ、私、すば一くの車に、駐車場にいっぱいとめてあるときに、やはり福祉バスが通るときにぎりぎりなんですよね。だから、その辺もあつたんで、ちょっとどうなのかなという部分もありましたので、その辺は福祉バスの運転手さんたちとも協議しながら、支障のないようによろしくをお願いをしたいと思います。

○財政課長（高島浩介君）

今、議員のほうから御指摘がありましたとおり、福祉バスがあそこで迂回をするということと、時々車のほうが邪魔になったりということもあります。

そこで、私どものほうとしましても、修理を今、財政課のほうでやっているという関係もございますので、福祉バスの運行の運転手さんたちとも密に連絡をとりながら、できるだけ邪魔にならないようにということで、あと次年度からかどうかわかりませんが、バス関係も台数がふえてくるということで、そこにつかましての貸し付け、現状の貸し付け状況等も健康福祉課のほうと今協議を進めながら、その時期を見計らってということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで、5番漆原悦子議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、一般質問を行います。

それでは、9番原田希君よりお願いいたします。

○9番（原田 希君）

皆さんこんにちは。9番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより通告に従い質問をさせていただきます。本日最後となりますが、最後までよろしくお願いいたします。

今回、質問事項として、大きく3点通告をさせていただいております。

まず1点目、公共施設整備についてということで、ここ最近といいますか、ここ一、二年、

いろんな公共施設の老朽化ということで、私も含め、議員の皆様それぞれ、公共施設の整備については御質問をされておられます。

その中でですね、その中でといいますか、その回答の中で、最終的にいつも出てくるのが長寿命化計画に沿って進めていきますということで、どの施設も、どの施設もといいますか、公共施設のあり方に関しては、そういったところでいつも終わっているような感じを受けます。

そこで、私自身、長寿命化計画、要は修理をしながら長くその施設を使っていこうということだろうと思いますが、具体的に国の方針ということも言われてきておりますので、できればわかりやすく簡単に、この長寿命化計画とは一体どういうものなのか、また、それに従いながらこう、従いながらといいますか、どういうものか、またそれを受けて、必ず長寿命としてやっていかないとはいけないのか、町とか施設の事情によっては長寿命で対応できない部分もあるんじゃないかなという気もしますし、考え方として、例えば、2つの施設を1個にしたりとかいう考え方もありますので、そういう場合はどうなるのかなという、ちょっと簡単な疑問からその辺をちょっと伺いたいなというふうに思っております。

要旨の2番目、そこを受けて、それぞれの建物、公共施設において長寿命化でと言われますので、その町内の施設でどれだけの数が今、長寿命化計画として計画を策定されているのか、また策定されようとしているのか、その計画のスケジュール、それから、どれだけそのスケジュールが進んでいるのかというのをお尋ねいたします。

これに関しては、資料としていただいております。一つ一つをちょっと細かくは、質問はするつもりはありません。大まかなところで、ちょっと幾つか聞かせていただければというふうに思っております。

それから、質問事項の大きな2つ目、小、中学校の整備についてということで、いただいた資料の中にも30年度以降の云々ということで、今年度作成中ということですが、耐用年数で言えば、もう10年前後で小学校も中学校もその年数が来ると。大体ほかの自治体とかを見ても、50年程度で、その耐用年数ぐらいで建てかえをされてきておるんじゃないかなというふうに思っていますので、そうであれば、例えば、建てかえでいくということであれば、もう10年前後で小、中学校も耐用年数が来ますので、もう既に今の段階でそういった協議会なりを立ち上げて議論をしていく必要があるというふうに思いますし、また、長寿命化でいくとしても、例えば、ことし計画して来年からというわけにもいかないんじゃないかなというふうに思っていますので、どちらにせよ、早目にそういった協議する場を設けながら、計画的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

小、中学校の整備に関しては、議員の皆さん御案内のとおり、以前、大規模改修というお話がありました。以前のその話でいけば、もう29年度、今年度、既にこれが動き出しておらなければいけない。29年度から小学校が先でしたか、かかっていくという話でしたので、実

際小、中学校施設にしても、それだけ傷んでいるということは皆さん御理解されているというふうに思っております。

そこも踏まえて、この大規模改修の議論については、29、30、31という話、この年度から始めていくということが、年度がずれて、実際大規模改修って何なんだ、どこをやるんだ、いつからやるんだという議論をしているさなかに教育委員会なり協議した結果、やっぱり白紙にしますということで突然それがなくなりました。

この小、中学校の整備については、現在、本当は取りかかっているといかなければいけない状況にもかかわらず、今、ちょっとこの資料では作成中ということになってはいますが、本当、本来ならば、もう29年度に動き出しておかなければいけないのを今つくっていただいているということです。前回のよう、やっぱりやめたみたいな話にならないように、きちっと計画をもって進めたいという思いを込めて、今回、この小、中学校の整備については質問をさせていただきたいということで出させていただきます。

2番、小、中学校の施設の整備について、施設老朽化への対応、今後の考えということで要旨の1ですね。

2番目として、資料でも長寿命化の作成をされていますので、長寿命化ということでいく場合、長寿命化に含まれる対象物といいますか、どこからどこまでが入るのかということで、大まか具体的な箇所を教えてくださいというふうに思います。

これもちょっと以前の大規模改修の話でいくと、外壁ですよ、内壁ですよ、天井ですよ、じゃ、中学校、廊下が傷んでいますので、これを改修してくださいというやりとりの中で、いや、大規模改修のときに一緒にやりますと言いながら、いや、やっぱり一緒にできませんということで、これは廊下だけで改修をしていただいたんですけど、あれもこれも一緒に、ああ、やっぱりできませんでしたということもあつてはならないんじゃないかと。その辺もきちっと計画をもって進めていけるように、前回のようなことがないように、今後の整備に関してはきちっとやっていただきたいと思います。

要旨の3番目、その対象とならない部分については、どんな考え方で、優先順位等もあります。あろうかと思いますが、どういう考え方で改修、整備を行っていくのかということでお尋ねをさせていただきます。

それから、要旨の4、ちょっとそれと離れるといいますか、現在のですね、端的にこれ、急いでやっていただきたいなと私が思う部分がございますので、そこについてどういうふうに考えられるか。

具体的に書いていますが、ユニバーサルデザイン化、これは子ども議会でも言われてたんじゃないかなと。そしてまた、ユニバーサルデザイン化の一環で、中学校の多目的トイレを洋式化だったのでしょうか、されていると思います。そのほかにもいろんな段差なりがございますので、またトイレもありますけれども、そこら辺の考えを伺いたいと思います。

それから、グラウンドの改修について、これは以前から言っていますが、雨の日、水はけが悪い、冠水するという部分ですね。これについては、何か応急的にだと思いうんですけど、排水機を設置していただくような話も以前、局長のほうからありました。

もう少しちょっとと言わせていただきますと、きのうも野球部の部員が少ないみたいな話もあっていましたけど、今はちょっといろんな事情で、野球の試合があそこで、中学校のグラウンドでできないということもありますし、例えば、雨の日の次の日はグラウンドがでこぼこかちかちになって、これはまた排水が悪いからだと思いうんですけど、サッカー、野球もなかなかできない。グラウンド整備もちょっと人力じゃ、なかなかフラットにできないようなひどい状況が見受けられますし、また、一番冠水する部分でテニスコートあたりですね、ここについては、本当にテニス部なんか、今、団体優勝するぐらいの成績をおさめているにもかかわらず、コートのラインが引けないような土の状態にあると。あれは多分、ラインはピンか何かでずっととめられてるんじゃないかなと思いますが、それさえ刺せない、きれいにラインも引けないような状況の中でそういう成績を上げながら頑張っているというのを踏まえれば、やっぱり早目にここは考えてやるべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、エアコンの設置ということで書いていますけど、ここについては、小学校のほうでは多分予算を上げていただいたんじゃないかなと思いますが、小学校とちょっと内容は同じかどうかわかりませんが、中学校の図書室、このエアコンが独立してませんで、ちょっとエアコンかどうかともわかりませんが、空調が独立してませんで、図書室の空調を入れる際に全部の部屋のスイッチを入れないといけないということで、それでも入れていいのかもしれませんが、使っていない部屋のエアコンも一緒に入るということであれば非常に不経済かなと思いますし、また、きのうもありました勉強する場所というテーマでいうと、夏休みなんかの長期休業中、特に夏休みですね、勉強していいように開放されているんですけど、余りに暑過ぎて子供たちが寄りつかないというようなこともあります。これは本の保管の関係にもちょっと影響してくるんじゃないかなと思いますので、できれば図書室に独立したエアコンの設置をしていただければなど、勉強する環境も含めて思っております。

それから、要旨の5番目、小・中一貫校の考えはということで、これは大分前、同僚議員さんが聞かれたときに、今の学校の場所で連携していくという、たしか教育長の答弁があったと思います。

要は、連携型の一貫校ということで考えていかれるのかなというふうに思うんですが、施設の老朽化ということも一緒に考えていくと、何というですかね、一体型とか、もう一個ありましたね、隣同士とか、そういう形態も考える余地はあるんじゃないかなというふうに思っています。そこも含めたところで一貫校をどういうふうに考えておられるかということで、ちょっと質問をさせていただきます。

それから、大きく3つ目、安全・安心なまちづくりということで、町内の安全・安心なまちづくりに寄与する団体ということで資料をいただいております。

これだけの団体が今、安全・安心なまちづくりのために御尽力いただいているということで、ちょっとここに御紹介させていただければ、我々議会も月に1回、全議員でパトロールをさせていただいております。

この中で2番目にありますけど、表彰を受けられて、新聞に大きく取り上げられた団体もございます。この皆さんというのは、別に褒められたり、表彰をもらうために活動されているわけではありませんが、そういった活動が認められて、こういった総理大臣表彰を受けられた団体もあるというところを踏まえて、いかにこういった取り組みを広げていくかということも考えていかなければいけないんじゃないかなろうかということで、行政としてどこまでできるかわかりませんが、こういった取り組みを踏まえて、また、もっと町中に浸透させるためにどういった取り組みを、広げていくための取り組みができるのかということでお尋ねをさせていただきたいと思います。

以上、質問要旨でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、公共施設整備について、質問要旨1、長寿命化計画とはについて執行部より答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

原田議員の質問事項1、公共施設整備について、質問要旨1、長寿命化計画とはとの御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、国からの通知に基づきます長寿命化計画、こちらについて御説明をいたします。

長寿命化計画につきましては、国におきまして、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるという認識が示されまして、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画、こちらのほうが国のほうで策定をされております。

地方公共団体におきましては、平成26年4月22日に発出されました公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進についてという総務大臣よりの通知によりまして、国の動きと歩調を合わせ、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むようにとの通知がなされております。

本町におきまして、この通知に基づきまして、平成28年度に策定し、現在、上峰町並びに佐賀県のホームページに掲載をいたしておるところでございます。

今回策定いたしました公共施設等総合管理計画、こちらは町全体の施設の将来のあり方に関する基本方針を定めたものでございますが、総務省の策定に当たっての指針という通知の中で、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定になっていることから、参考にされたいことと記載をされておりまして、町で策定

いたしました全体計画に沿った個別の施設計画を策定することとされております。

この指針に基づいて提示をされます各省庁からのマニュアル、ガイドライン等々によりまして、施設類型ごとに各所管課のほうで策定することになる個別の施設計画、こちらのほうが議員が御質問の長寿命化計画に位置づけられるものかと思います。

所管省庁の策定方針でそれぞれに内容の相違はあるかと思いますが、本町におきましても、改修等の補助事業を実施または予定されている関係各課につきましても、計画策定が義務づけられておる場合もありますので、既に計画策定等に入っていることかと思います。

以上です。

○9番（原田 希君）

ということは、改修の予定がある施設について、この長寿命化計画の策定が必要であると。今現在、現段階で特に改修の予定がなければつくらなくていいわけなんですか。そういったところで、例えば庁舎なり、そういったところが資料に入っていないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

今、議員のほうから御質問がありましたとおり、現在策定等が進んでおるところについては、実際の計画等が、改修計画または道路等においては整備計画ですね、あるところについては義務づけておられるということで進んでおるかと思います。

庁舎等につきましても、うちのほうから市町支援課あたりにもお尋ねをしておりますが、具体的な改修計画、何年度に行う等々がちょっと具体的に出てこなければ、なかなか改修計画というか、長寿命化計画は立てにくいだろうということで、現在、総務省等から何年までに必ずつくりなさいとか、そういう指針のほうは発表されていないところでございます。

おいおい、ほかの団体におきましても、改修等が出てくれば、順次策定をしていくことになるかと思っております。

以上です。

○9番（原田 希君）

わかりました。

長寿命化ということが最近よく聞かれますので、なるべく補修、改修しながら計画を立ててやっていきなさいよということかなというふうに思っていたんですが、例えば、改修、補修が必要で、でも、うちの町としてはここはやっぱり建てかえていきたいなと思えば、それはそれでいいわけですよ。

必ず長寿命で何とかやってくださいよという話ではなく、町の考え方として、そういうことも考えられるということでよろしいでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

議員の御質疑のとおり、基本的には人口減少等を踏まえながら、長寿命化または施設の統

合等の見直しをかけなさいというのが国の指針であるかと思います。

ただ、その中で町のほうが建てかえが必要である、例えば、これは改築してまた使うとか、そういうことについては、当然町の計画の中で進めていってよろしいかと思っております。それに対して建てかえるなどか、必ず改築をしていきなさいとかいう縛りはないかと思っております。

以上です。

○9番（原田 希君）

何か今までの公共施設の改修等のやりとりを聞いて、個人的に勝手にそういうふうになんか国からの指示で何というのですかね、建てかえよりもこっちというイメージを持っていたんですけど、今説明いただきまして、町の考え方は尊重されるということで理解をしましたので、次に進んでいただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、町内施設の長寿命化計画策定のスケジュール及び進捗はについて答弁を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

原田議員の質問事項1、公共施設整備についてと、その中の質問要旨2、町内施設の長寿命化計画策定のスケジュール及び進捗はとの御質問にお答えをいたします。

現在の所管課におきます計画策定に関します状況についてお答えをいたします。

お手元の一般質問資料、原田議員1－(2)、こちらの資料をごらんください。

長寿命化計画（個別計画）策定スケジュールということで、所管課ごとに施設名、策定年度、備考欄と資料に沿って御説明をいたします。

初めに、建設課のほうで公営住宅、平成21年度策定済み、個別の施設計画（公営住宅等長寿命化計画）により策定済み、平成30年度見直し予定。

農業集落排水施設、平成23年度策定済み、個別の施設計画（農業集落排水施設最適整備構想）により策定済み、平成30年度見直し予定。

道路橋梁、平成22年度策定済み、個別の施設計画（長寿命化修繕計画）により策定済み、平成31年度見直し予定。

道路舗装、平成29年度作成中、平成30年度事業活用のため現在作成中。

次に、教育課です。上峰小、中学校、平成29年度作成中、平成30年度以降の国庫補助活用のため、現在作成中。

最後に、生涯学習課のほうで上峰町社会体育館施設（体育館）、上峰町社会体育館施設（武道館）、上峰町社会体育施設（管理事務所）、上峰町民プールにつきましては、全て平成30年度策定予定となっております。

現在の状況は以上です。

○9番（原田 希君）

ちょっと1個1個は質問はやりませんが、町の全体計画に沿って、各課ごとに個別の施設なりについて改修が必要な場合は計画を立ててやられるということで、ちょっとこう思ったのが、個別の計画に沿ってやる場合に、例えば、単年度に集中して改修がぼっと来るとかということも考えられると思いますが、そういう場合は、例えば、財政なりで調整をされるものなのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○財政課長（高島浩介君）

議員のおっしゃるとおり、予算査定等々で、そこについては今年度は無理とかいうのは出てくるかと思います。

ただ、策定の前段で、基本的には財政のほうに何年度に出てきますよというふうな協議は必要かと思っております。

以上です。

○9番（原田 希君）

そうはいえど、町内施設、結構老朽化が進んでいる施設箇所ありますので、どうしても急にやらなきゃいけないというようなことも、今までもあるし、これからももっと出てくるといふふうに思います。

ちょっと一つ思うのが、公共施設の整備基金、ありますよね。これが今、年間どれほど積みまれているか、現在、残高はどれくらいあるかというのもちょっとお聞きしたいんですが、今、ふるさと納税、好調に進んでおります。こういうときだからこそ、そういった基金の充実というのもしっかりと図っていかなければいけないというふうに私は思っていますので、そこら辺は担当課長、それから町長の考えも伺いたいというふうに思います。

○財政課長（高島浩介君）

今、公共施設整備基金ということで議員のほうからお話がありましたが、手元に確定値のをちょっと持っておりませんが、平成29年度の現計予算ということで、310,000千円ほど今、公共施設の整備基金のほうは積んでおるところでございます。

まだ使途等につきましては、はっきり決まっていはいない状況で、議員仰せのとおり、これから施設の老朽化等がどんどん出てくるというところで、現状としましては、昨年もちょっと覚えておりませんが、1億円程度積んだんではないかというところで、できるだけこちらのほうに県のほうからも積むようにというような指導は受けているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

大変いい御指摘ありがとうございます。

公共施設につきましては、議員おっしゃるように、整備基金が不足をしております、一

昨年から公共施設整備基金の拡充を図るように担当課に申し上げてまいりました。

一方で、地方版総合戦略も4年間の計画ということで、ここに係る予算につきましても造成を見るべきだということで、ふるさと納税寄附金基金のほうにも目途を4年間の目標として積み上げていただいているところでございます。

全体としては、公共施設の管理計画を財政が持っておりますので、それに従って各課が公共整備をしていくということになります。その都度その都度、やはり補助金を必要とするわけでありますので、長寿命化計画を提出しなければ、国交省あるいは所管省庁が補助金をくれないという状況にございまして、先ほど私もちょっと手を挙げて言おうかなと思いましたが、やはり国が質を上げて統合したり、あるいはそういう何といたしますか、数を減らして、面積を減らして、人口減少に備えるという考え方を持っている以上、補助金を得るためには、町のわがままでこの施設は単独で新築するとかは、なかなか言えない状況にもあるのかなというふうに考えてございます。

○財政課長（高島浩介君）

先ほど私のほうが原田議員のほうに公共施設整備基金の積立額のほうを、ちょっと概算というか、それでお答えをいたしておりましたが、28年度の決算時点で263,398,971円と、28年度中の積み増しが150,253,577円ということになっております。

以上です。失礼いたしました。

○9番（原田 希君）

今後、これだけの公共施設の整備等が必要な中で、今、説明いただきました基金の残を聞くと、やっぱり少し不安が大きい部分があるなというふうに思いますので、そこはできる限り、しっかりと厚みを持たせていっていただきたいなというふうに思います。

また、その長寿命化計画を策定しながら、どうしても補助金という部分についても十分理解をするところでございます。

理解をしながらも、施設の利用者の声、それから、例えば、道路で言えば地区の皆さんの要望等もございまして、そういったところも踏まえながら、何が一番ベストなのかというのを今後議会とも協議をしながら進めていければというふうに思うところでございます。

ここに関しては、これで終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

質問事項2、小、中学校の整備について、質問要旨1、施設老朽化への対応、今後の考えはについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項2、小、中学校の整備について、要旨1、施設老朽化への対応、今後の考えはという御質問についてお答えをいたします。

議員から御案内いただきましたように、以前、大規模改修の計画についても協議がなされた中、今現在、一旦白紙になり、今後の協議についてということで取り組んできました。

その中で、平成29年3月につくられました上峰町公共施設等総合管理計画において、小、中学校の減価償却から見る老朽化比率では、小学校が72.8%、中学校が65.6%となっており、ともに老朽化比率60%以上の更新検討施設に該当しております。

そこで、今後の考え方については、小、中学校は耐震診断を適合しておりますので、物理的な耐用年数は50年から80年とされております。今後の管理においては、早急な対応が必要な老朽箇所やトイレ改修につきましては、国庫補助事業である大規模改修を優先的に実施し、そして、次に建物の耐久性を高める長寿命化改良計画、または新增築のいずれに向かうかについて今後検討することになろうかと考えます。

従前、長寿命化計画を作成する際に、その長寿命化に係る費用の計算を行うには、コンサルなどをお願いするところによると、10,000千円程度の委託料を要するというふうになっておりました。しかし、今回、佐賀県より長寿命化に係る費用を算定するソフトを無償化で提供いただきました。これによりまして、こちら、町の私ども部署において、長寿命化にする場合の先に今後かかります予算につきましても算定することが可能となりました。

さらに、現在、文部科学省においては、大規模改修についての国庫補助を受ける場合につきましても、この長寿命化計画の策定を要するというふうになっておりますので、現在、まずもってこの長寿命化計画を作成しておるところでございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

今、いろいろと答弁いただきました。

物理的に50年から80年ということで、それに向かって大規模改修なのか、増新築なのかも今後検討していくというふうにちょっと今聞こえたんですが、ちょっともう一遍、そこ、増新築も今後検討に値するのか、もう大規模改修でいくのかという部分を済みません、もう一度お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御案内をいたします。

今、大規模改修という言葉、それから、新築、増築の言葉について御質問いただきました。

こちら、補助事業の中の言葉になりますが、改修をする、今回トイレ改修とか、そういう中の改修をするときの補助事業の中を大規模改修と呼びます。それからまた、さらに補助事業の中で建てかえるときの新築、増築についても、補助事業の中で新增築と申します。

それから、最後に長寿命化、今ある建物の躯体、鉄筋コンクリートが耐震の補強をしておりますので、その鉄筋コンクリートはそのままにして、壁や中の建物、床、窓等、全てを改修する、これを長寿命化計画といいます。いずれも補助対象になります。

そういうことで、まずは現在、さきの議会から提案いただいておりますトイレの洋式化、また、中の老朽している施設についてを大規模改修の補助を受けながら進めたいと考えております。

以上です。

○ 9 番（原田 希君）

ということは、新しく建てるということではなくて、今の施設をそのまま大規模改修なり長寿命化で使っていくというふうにちょっと今理解をしたんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○ 教育委員会事務局長（吉田 淳君）

補助事業の中で、まず、大規模改修にて取得したものについては、償還、耐用年数が15年になります。この15年の間にまたさらに新築にするのか、長寿命化にするのかというのは、また今後計画する余地が出てまいりますので、一旦大規模改修をさせていただいて、そこにあわせながら、長寿命化にするか、新築にするかということを協議していくという流れになるかと思えます。

○ 9 番（原田 希君）

以前、給食センター、小学校の給食室の改修のときに、何で以前出した金額の半分でできるのか、工期もこんなに短くできるかというやりとりをさせていただきました。

そのときに、おおむね10年もてばいいということの御回答をいただいていたので、10年ぐらいをめどに学校自体も更新をされるんだろうなという思いがありながら、ちょっと今回、そういった部分も含めてお尋ねをさせていただいたところでございます。

まずは大規模改修ということで、トイレの洋式化等を含めたところでやっていくと。これが大体15年、耐用年数。その後また考えていくということでございますので。

ただ、そうであっても、15年先には何らかの結論を出さなければいけないという状況ですので、早目にそういった検討委員会なりを——これですね、大規模改修のときもそうだったんですけど、できれば教育委員会だけでばっと出すというんじゃなくて、学校の先生なり、保護者なり、関係者を集めたところで今後の方向性を考えていく、もしくは教育委員会である程度方向性を協議した上で、そういった関係者の方の御意見もある程度反映させながらというふうにやっていただきたいなというふうに思っております。

そうできれば、いろんな、何であそこを先にしてこっちやらんのかということも減ってくるだろうし、そもそも大規模改修が白紙となったときに教育長が言われたのは、今後はきちっと何らかの方向性がある程度出てきたときは議会にもちゃんと説明をその都度していきますということを言われていますので、本当はこういう方向性がある程度、考えが出ているのであれば、そういうことも、今回聞いたので、ある程度、議員の皆様も把握はされたと思うんですけど、ぼんと出てどうですかと言われても、なかなかいや、その場で判断というの

も難しい部分もございますので、できれば一緒にいいものを子供たちのためにというところでやっていきたいという思いは、恐らく行政の皆さんも議員の皆さんも同じだと思いますので、そういった考え方で15年先、こういう答えを出していくために今からやっぱり動いていかなきゃいけないというふうに思っていますので、そこらあたりの答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。今回、長寿命化計画が今年度に完成予定で現在進んでおります。

この長寿命化計画ができて、それがすぐ長寿命化するというのではないというのは、先ほど答弁もあっていったように、教育委員会においても、その長寿命化計画を立ててみて、長寿命化するのがよいのか、新築にするのがいいのかというのが次年度以降の議論になります。そこにはまた、今回御案内いただきましたように、皆さんで一緒になって町の進め方について、もちろん教育委員会もですが、皆さん一緒になって今後議論する場がまた持たれるものと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変重要な問題で、かつこれから必要な議論だというふうに思います。

今おっしゃっていただいたように、どちらかという、構造的には、教育委員会としては、やはり教育委員会にかかわる方々、また、学校関係者の方々の御意見を聞きながら、全ての施設について、やはり新築していきたいと、新しいピカピカの施設で学べる環境をつくりたいという気持ちはあるでしょうけれども、やはり懐ぐあいを見たときに、これからの公共施設はやはり70億円ほど。公共施設整備基金の積み上げが必要なんじゃないかという議論があるぐらい、議員も気にしていただいているぐらい心もとない状況でございます。

やはり合成の誤謬という言葉がありますけれども、経済学の言葉ですが、やはり全てのつかさつかさの方々の御意見を聞いたときに、それが全て正しくなるかという、全ての意見を聞いたら全てが正しいということは逆に起こり得ないということで、やはり長期的視点で俯瞰して考える視点は必ずこの議論の中には必要とされてくるんだろうなというふうに思いました。

整備基金ができていない以上、全ての施設の更新を住民の皆様方が求めるとおりにできるということではないというふうに思いますけれども、やはり行政側も教育委員会がいただいた意見としかるべき時期に聞かせて、きちんとした方向性を行政としてつくっていく必要があるんじゃないかというふうに感じてございます。

教育委員会として、さまざまな方々の御意見を自由にとりながら、教育委員会の意見を私どもに提出していただくということについては、大いにやっていただきたいというふうに考えてございます。

○9番（原田 希君）

ちなみに、先ほど御紹介していただきました大規模改修と長寿命化の違いで、この後、長

寿命化の対象箇所ということで出していますけど、大規模改修については、大体こういったところが対象となるものなのか、そこを済みません、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大規模改修と長寿命化の違いということで御質問いただきました。

まず、逆に長寿命化のほうから御案内しますと——ああ、そうか。済みません。

大規模改修のほうにつきましては、現在残っているのは、給排水の施設、あとトイレですね、衛生管理施設、そういうのが今回の大規模改修のメインな事項になるというふうに思っています。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨 2、長寿命化に含まれる対象箇所はについて執行部より答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項 2、小、中学校の整備についての要旨 2、長寿命化に含まれる対象箇所はという御質問についてお答えをいたします。

まず、教育委員会部署の長寿命化改修事業の対象となるのは、小、中学校の校舎、屋内運動場、これは体育館のことになりますが、屋内運動場というふうになっております。

内容といたしましては、構造体の長寿命化、給排水や電気設備などライフラインの更新、現代の社会的要因、要請に応じた改修が対象となります。

この現代の社会的要請に応じた改修と申しますのは、クラスの配置がえなどによる間取りを動かせるような仕組みづくり、そういうものについても対象になるということになります。

また、上峰町においては、構造体の長寿命化、これは耐震構造のことですが、耐震補強をしておりますので、残りは長寿命化の場合、その以外の工事ということになります。

そして、壁とか窓についても全てやりますので、一旦、この構造体だけを残して、全てを一旦剥ぎ取ります。そこに新たにつくっていきますので、外からの見ばえについては、新築の校舎と何ら変わらない、そういう状況になることになります。

以上です。

○9 番（原田 希君）

ちょっとここで不思議に思うのは、今まで大規模改修という話の中で、今言われた長寿命化の対象となる部分の協議を我々、やってきたんですよ。何で今回、それが長寿命化に入って、トイレとか給排水の部分が大規模改修と呼ばれるのか。また、ちょっと今聞き漏らした部分があったんですけど、長寿命化にもそういった給排水のライフラインの更新等が入るというふうに聞こえたんですが、それは何でなのでしょう。

うちの上峰の教育委員会でのすみ分けなのか、補助事業として、大もとの名称の変更なり

現状がそうであるということなのか、そこら辺を済みません、ちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

従前、改修工事につきましては、大規模改修ということで呼んでおりました。

近年、その建てかえが、全ての公共施設において建てかえのサイクルが来てしまっていると、こういうところで、国の補助金の名称につきまして、長寿命化ということで、本来、40年なり50年であったところの建物をさらに延命させて、80年とか120年もたせようという補助金がありました。これが長寿命化というところでうたわれている補助金になります。

以上です。

○9番（原田 希君）

現在、その補助金との絡みでそういう名称、対象のすみ分けになっているということで理解をしました。

それと、済みません。長寿命化にライフラインの更新が入っているということなんですけど、大規模改修にも給排水が入っている。ここの違いを済みません、教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

給排水から衛生管理の関係のほうのメニューですが、それぞれにも入っておるということで御案内させていただいております。

どちらの補助を使うかということは、長寿命化すると、さらに40年ほど延ばすためのそういう施設をつくり上げるということになります。大規模改修のほうの補助事業であると、15年程度の償還が見込まれる施設ができるというふうに考えております。

以上です。

○9番（原田 希君）

例えば、その部分だけでいうと、現在も長寿命化計画策定中ということですので、どちらを選んでやられているのか、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、トイレの洋式化については、早急に対応が必要ですので、大規模改修の補助事業のメニューをもって早急に対応したいというふうに思っています。

以上です。

○9番（原田 希君）

お諮りいたします。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時15まで休憩いたします。休憩。

午後 4 時 1 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問要旨 3、長寿命化の対象とならない箇所はどのような考え方で改修や整備を行っていくのかについて、答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項 2、小、中学校の整備についての要旨 3、長寿命化の対象とならない箇所はどのような考え方で改修や整備を行っていくのかという御質問について、お答えをいたします。

対象にならない箇所とは倉庫、部室、外便所など、おおむね 200 平米以下の建物になっております。よって、これら小規模な建物については、耐用年数や状況に応じて町単費にて改修、改築となります。

以上です。

○9 番（原田 希君）

今、倉庫、部室等単費でということでしたが、対象にならない具体的にちょっと、200 平米以下ということですけど、いろんなちょっとした故障なりという部分が幾つもあると思うので、ここはやっぱり先ほどの同僚議員のスピーカーに関してはちょっと調整がというようなお話もあったんですけど、そういったいろんな部分が恐らくいっぱい要望としては上がってきていると思います。ここはきっちりと、今ざっと町費でと言われたんですけど、きっちとやっぱり優先順位をつけて、こうこうこうというのを持っているとと思うんですけど、何か私の感覚としては議員さんが、いろんな方がここを聞いたんで、ここばここばここばと言ったのを急いでやられているイメージもちょっとあるので、そうではなくて、本当に何かからやるか、以前、もう大分前ですけど、公共施設改修、優先順位どういうふうにつけるかというやりとりさせていただいたときに、まずは安全・安心という部分、命にかかわるとかそういうところからということのやりとり以前させていただいたことあるんですけど、そういうところで、やっぱりちゃんとした学校なりの要望が上がってきた分をこれも教育委員会で協議されるんじゃないかと思うんですけど、きっちと協議をしてちゃんとした順位をつけてある程度説明できるような整理をしてやっていただきたいと思います。

そうはいつでも応急的な修繕、改修というのは出てくるとしますので、そこも含めてですね、ちょっとその辺のお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御指摘の安全・安心なその対応すべき修繕ですね、修繕の箇所というふうに認識をし

ております。現場のほうで予算を、中学校のほうに予算を持っていたいております。中学校の校長先生とはその必要な修繕箇所などについて整理をさせていただきながら修繕をして進んでいるところでございます。

また、先ほど御案内しました、そもそも例えば、修繕を超えて改築とかになると、また倉庫とか部室とかこの改修計画については別途必要と思っております。現在のところは現場のほうで必要なのは修繕というところで、小さいところから、例えば、窓があかない状況にあったところの改修とかそういうところなど、安全・安心なところから進めさせていただいているというのが状況です。

以上です。

○9番（原田 希君）

先ほどの私の言い方でちょっと誤解を生むといけませんが、必要だということでいろんな町民の方からのお願いを受けて議員さん発言されていると思います。そこできちっと優先順位をつけてこれからやりますと、それは今後こういう補助金を使ってやる予定ですので、1年待ってくださいなみたいなですね、要はきちっと整理をしておくといけない理由というのもきちっと伝えていただけるわけなので、納得できる理由があればそれ以上もう言う必要もありませんので、そういった整理をきちっとやっていただければというふうに思いますし、また、ちょっと統括のときに戻りますけど、そういった改修、大規模なり長寿命なりそれに当てはまらない改修、更新についてまころころ話が変わらないようにきちっと計画を持ってやっていただきたいというのが、ちょっと今回の私の趣旨ですので、そこは十分御理解いただいて対応していただきたいと思います。

また、お願いなんですけど、今回のやりとりで長寿命化、大規模改修という部分のちょっとなかなか聞くだけじゃ難しい部分がありましたので、よければ簡単な表でも何か資料なりちょっとあいた時間にでもつくっていただいて、議会にも簡単に説明までではなくてもいいんですけど、資料としていただければと。加えて長寿命化計画、今年度策定中ということですね、これは今後、そういった施設の動きに関してはきちっと説明をしますということで、教育長から答弁いただいていますので、長寿命化計画に関しても説明まではしないにしても、議会のほうにちょっといただければというふうに思っていますので、そこを答弁お願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。私どもも学校の修理が必要な箇所等々について学校現場と打ち合わせながら整理をしておるところでございます。そこにまた議員御案内のとおり、急を要する修繕などについて間に入ってくることによってちょっと順番が変わったりとかしているのも多々あるかと思います。そこについてまた改めて整理をしながら御案内させていただければと思います。

また、長寿命化計画とは、また大規模改修とは、そして、それにどういうことがメニューになっているか等々について、一旦整理をしてわかりやすく御案内させていただきたいと思います。

また、長寿命化計画につきましては、できました後は告示等もあると思いますので、そういう中で、また御案内するとともに、いずれどこかの機会でもたまたま御案内できればと思います。ありがとうございます。

○9番（原田 希君）

済みません。ちょっと今、答弁聞きながらその急を要するのがだめということではなくて、今ある、多分、小学校も中学校もいろいろあると思うんですよね、改善しなきゃいけない部分。それにある程度理由をつけて優先順位をつけながらそれでも出てくる分に関しては、急に出てくる分というのは、もうすぐ多分しなきゃいけない部分だと思いますので、そこはきちっと説明いただければ多分皆さん御理解いただけると思います。だから、今後やらなければいけない部分というのがたくさんあると思いますので、そこに関してはきちっと、何を一番とするのかというのはいろいろあるかと思いますが、そのやっぱりきちっとした説明できる順番というのが必要ではないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、資料についてもよろしくお願いいたします。この項については、これで終わらせていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨4、中学校のユニバーサルデザイン化、グラウンドの改修、エアコン設置等の現在対策が必要と思われる箇所について伺うについて、答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項2、小、中学校の整備についての要旨4、中学校のユニバーサルデザイン化、グラウンドの改修、エアコン設置等の現在対策が必要と思われる箇所について伺うという御質問について、お答えをいたします。

まず、ユニバーサルデザイン化につきましては、議員より御案内いただきましたとおり、今年度に多目的トイレを1カ所、校舎2階東側のトイレを改修して整備をいたします。工事を冬休みに行うべく現在進めているところでございます。また、段差につきましては、必要な箇所について図面に落としながら箇所の把握を行いました。今後、予算などについて検討を行っていきたいというふうに考えております。

次に、グラウンドの改修として、まずもってテニスコートやグラウンド西側の側溝、また、駐輪場にたまる雨水を校舎南側の側溝にポンプアップするように計画を行いました。本来、校舎南側のメタセコイアという大きな木の下に排水管が通っておりますが、この排水管がそ

のメタセコイアの根によって勾配がとれなくなり排水不良を来しておりました。メタセコイアの下に入っております排水管を再整備するためには20,000千円の設計額が出てまいりました。そこで、今回はまずもってポンプを設置して校舎南側の側溝にポンプアップするという事で計画をいたしております。工事費1,080千円を今回の補正予算にて提案しておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

あと、別途グラウンド全体の野球とかサッカーが使っておりますところの排水不良について承知をしております。現場も確認させていただきました。確かに排水不良、なかなか野球部の生徒さんたちも少のうございまして、グラウンドの整備とかそういうのも進めていくともう少し浸透する量、雨の水の量が多いのかなとも思い、今後ですね、人力ではございますが、軽トラの後ろにつけて、ちょっとグラウンドを引っ張っていくような仕組みがありますので、一旦それで土を耕すといえますか、そういうことで応急的な措置をさせていただければと思います。また、テニスコートにつきましても、今回のポンプアップによって水がひければ、その後、テニスコートのところにまた給水を促すような塩化カルシウムなど、また土壌改良などでテニスコートの整備をしてみたいというふうに考えております。

最後に、エアコンにつきましては、図書室の単独化ということで御提案いただきました。ありがとうございます。この件につきましては、議員御案内のとおり、一括して管理をしておりましたので、なかなか夏休みに図書館だけを回すというのが確かに厳しいものがあるかと思います。こちらの図書室のエアコンの単独化につきましては、すぐに検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（原田 希君）

先ほど、必要な部分はきちっと優先順位をと言いながら、またいろんな要望を出しておりますが、ここに関しては、私は、これは早急に必要というふうに思うことから必要ではないかという質問をさせていただいております。UD化については段差を把握したということで、今後予算をとということでした。大まか、どのあたりをとということで、ちょっと簡単に結構です、御説明いただければと思います。

グラウンドの排水については、木の根っこ関係でちょっと高額になるので、ポンプアップということで、これもちょうとやってみなければわからない部分もあるかと思うので、今後ちょっとどういうふうかというのは見ていきたいと思います。

それから、運動場のぼこぼこについてはトラックにつけてということで、そこもやってみながらということでした。

エアコンについては、検討していきたいということで、ぜひこれは、きのうもありました勉強する場の確保の一つとして、せっかく英語、数学伸びているというふうなお話もあつていしますので、そういった意欲をそがないように、本来はですね、家庭学習しっかりとやれば

いいんでしょうけど、人によっては静かに一人でという部分があるかと思いますが、ここはぜひやっていただき、また、本の管理というか保管のぐあいもかかわってくるんじゃないかというふうに思いますので、あわせてお願いをしたいというふうに思います。

UD化の段差の箇所についてお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

UD化の箇所ということで御報告をさせていただきたいと思います。

今回、小学校6年生に車椅子の児童さんがいらっしゃいます。その児童さんを今度中学1年生に迎えるということで、いろいろとUD化に取り組んでおるところでございます。その関係で、中学校の中へ入りまして東側の渡り廊下のところ、そこから入って中に入ってくると、そういうところについて段差を解消していきたい、それがまず優先順位として一番の段差解消のところというふうに考えております。

以上です。

○9番（原田 希君）

ちょっと私が思うのはそこも大事だと思うんですけど、教室でいうと、例えば、音楽室とコンピューター室、ここに関しては恐らく行かれる場所だと思いますし、ほかにも例えば、けがでとかなった場合に入りに1段段差がありますので、ここをちょっと何とか解消できないもんかというのは思いますので、そこもあわせて御検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。教室の段差につきましても少しスペースの関係がありましたので、ちょっと外しておりました。早急にまたそこを再度検討させていただければと思います。ありがとうございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨5、小・中一貫校の考えはについて、答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原田議員の質問事項2、小、中学校の整備についての要旨5、小・中一貫校の考えはという御質問について、お答えをいたします。

以前、小中一貫校の考えから来る大規模改修等の白紙延期について、先ほどより御案内をいただいたところでございます。こういうふうに施設設備の観点から考えますと、まず、御案内いたしました老朽改修やトイレ改修などの大規模改修が優先するものと思います。その後、小、中学校の長寿命化、または新、増築について検討する中でこの小中一貫校の取り組みについてもあわせて議論されていくものというふうに考えています。

以上です。

○9番（原田 希君）

施設の関係もあってあわせてということだろうなという、そこはわかります。今、県内でも結構、義務教育学校だとか小中一貫校というのはどんどんふえてきています。流れとして小中一貫校、これは多分、少子化という部分もあって幾つもあるやつを統合するということもあると思うんですが、うちも人口ビジョンでいけば将来的には減ってくるということを考えれば、これも一つの選択肢としてあり得るというふうに思うわけです。

また、ICTを活用した教育というのをどんどん進められています。英語教育を初め、またこれに関しても、例えば、先日というかちょっと前ですけど、軽井沢の町議会からも視察に来ていただいていますし、モデル校といいますか、今、中学校にもいろんな校長会とかから中学校自体の視察というのがありますので、そこを考えるとある程度教育の町、教育に力を入れている町としての認知度がじわっと来ているかなという感じもするわけですね。そこプラス、そういった英語とか数学の成績も平均よりは伸びているということを踏まえて、ちょっと施設の整備に戻りますけど、これをやっぱりもっと伸ばしていきたいという部分も含めてのきれいな環境で子供たちに勉強していただきたいという思いもありますし、だからこそそういう一貫校なりのきちっとした、きちっとしたといいますか、ここの考え方もちょっと外せないなというふうに思っておりますので、しっかりとそこは施設だけに限らず、今後、どういう教育のビジョンを持って進めていくかというのをやっぱりしっかりと持って、あわせて施設整備等も考えていくというところでやっていかなきゃいけないというふうに思っていますので、これは、ちょっと教育長さんに本当は考えを聞くべきなのかなと思いますが、町長なり時津先生なり事務局長なり考えを聞かせていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

私、小中一貫校はですね、以前も賛成をしておりますて、やはり公共施設の老朽化が迫ってまいりますので、質を上げて面積を減らしていくということが必要だというふうにずっと思っております。

ただ、教育委員会、当時教育長はですね、やはり子供たちの数も微減だというふうに話しておられたのを覚えています。先生方も私は理解していただけるものと思っていたんですが、そう賛成が多いわけでもないというふうに感じました、お話をしてですね、やはり1小、1中であるから連携を重視することが得策だしということと、町民の皆様の中にもまちづくりの視点で考えると、拠点がやはり2つあったほうが周辺に住宅がつきやすいという考え方もいただいたことがあります。

今、公共施設については、管理計画ができておおよその整備基金、先ほどすごく心もとないう状況にあるということで議員もおっしゃっていただきましたが、そういう状況の中で長寿命化を進めておりますが、時期を見て、教育委員会や周辺関係の皆様方、そして、議員の皆様

様方のお声が調べば、その際はやはり来るべき人口減少時代に備えた新しい公共施設としての教育施設は必要じゃないかというふうに考えてございます。

○教育長職務代理人（時津昌昭君）

この小中一貫校についての議論はですね、私は一教育委員として三、四年ぐらい前から議論に参加しております。矢動丸教育長が率先して推進を進めようとしておられました。その間ですね、同一校の小中一貫校、県内ですけれども、そこに視察に行ったり、それから小学校と中学校と分かれた小中一貫校ですか、あの鳥栖の麓（188ページで訂正）ですかね、視察に行きました。小中一貫校のメリットというのは、やはり小さい1年生から中学3年まで同じ環境で勉強するということでそういうメリットがありますけれども、その中で小学校6年生ですね、小学校だけだったら小学校6年生というのはやっぱりリーダーシップを磨くといいますか、そういうところがありますよね。それが小中一貫校になりましたら1年生から9年生ですから、一つの学校として動きますから小学校6年生のリーダーシップを伸ばすというか、そういうのがちょっとなくなるんじゃないかという懸念といいますかね、そういうのが我々はあったんですけれども、そういうデメリットを除いても、やはり小中一貫校はプラスがありますというふうな御意見を聞きました。

それで、この小中一貫校をつくるということであれば個人的な考えになりますけれども、やはり同一校の小中一貫校であるべきだと私は思っております。

そうしましたら、まず小中一貫校をつくるということであれば、まず財政的に余裕があればそういう小中一貫校の組織のビジョンをつくって、後からそれに沿った建物をつくるといいますか、そういうふうな考えだったんですけれども、やはり財政的なハードの面ですか、そういったような議論が出てきまして、今はその辺のところはちょっと心にとどめるといいますか、現場の先生たちも、町長がおっしゃいましたように、全員賛成という感じじゃなさそうで、まだちょっと見えないところもありまして、私個人はちょっといいのか悪いのかちょっとその辺のところがよく、はい、わかりません。ただ、小中一貫校の担当の方は、それはいいですよというふうなことをおっしゃっています。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからも繰り返しになりますが、小中一貫校の議論と、先日、校長先生に小中一貫校、本当、現場のほうではどうなのかっていうのを、お話を聞いたことがあります。その中で、今、また小中一貫校と別に義務教育学校ということも出てきました。いろんな小中一貫校のメリット、デメリット、またそれぞれのメリット、デメリット合わせたときに次に出てきたのが義務教育学校ということなのかなというのも思います。財政の面から校長先生を一人減らすという感覚から、学校現場により沿った義務教育学校というのができてきたのかなと思います。

また、時津職務代理者がおっしゃいましたように、小学校は小学校のメリット、本当に小学校の先生たちの雰囲気と、それから中学校の先生たちの雰囲気というのが全く違っていて、その児童、また生徒の教え方についてやっぱりそれぞれ小学校なり中学校の特徴というのはあるのかなというのを先日、学校訪問の中でも感じました。そういうことで、今、本当、時津職務代理者もおっしゃいましたように、どれがベストというのであれば、なかなか厳しいものがあると思います。その中で、今後またいろんな考えを持ちながら、これは本当にもう議論の行く先だというふうに今は認識しています。

以上です。

○9番（原田 希君）

上峰町の教育行政どうあるべきかというのをしっかりと今後も協議をいただきながら方向性を出していただきたいと思います。これでこの質問を終わらせていただきます。

次はもうまとめてお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項3、安全・安心なまちづくりについて、質問要旨1、町内の安全・安心なまちづくりに寄与する団体について、現在どういう団体（組織）があるか、引き続きまして、2、活動が評価されて総理大臣表彰を受けられた団体もある、今後このような取り組みを広げていくための考えはについて、答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

3番目の安全・安心なまちづくり、要旨1、要旨2をまとめて御答弁申し上げます。

私のほうからは資料に基づきまして、まず御説明をしたいと思います。その前に議会の議員の皆様につきましても、第4月曜日のパトロール活動もこの中に入ってくるかと思いますが、大変失礼いたしております。

まず1番目です。小学校PTA、中学校PTA、ここにつきましては、防犯及び青少年健全育成のための町内巡回をされております。3番目の各地区のPTA及び子どもクラブにつきましては、地域の見守り立ち番や巡回活動、これによつては地区ごとに異なると聞いております。4番目、上坊所地区青少年サポートパトロールの会、地域見守り立ち番や巡回活動、5番目の町商工会青年部におきましては、通学見守り立ち番活動ということで、これは県の統一事業として最低年2回行うということになっているということです。町の老人クラブ連合会、町食生活改善推進協議会、町のグラウンドゴルフボランティア協議会、町のボランティア連絡協議会につきましては、小学校校内安全パトロール活動ということで、月曜から金曜の午前中活動されております。鳥栖保護区保護司会上峰校区、青色回転灯車による巡回、これにつきましては、月1、昼間のみです。鳥栖地区少年補導員坊所駐在所区、同じ青色回転灯車による巡回、これも月1ですけれども、毎月15日の夜間ということになります。NPO法人愛えん、青色回転灯車による巡回、これは園児の送り迎えでされておられます。13番目、

青少年健全育成推進員及び安全な町づくり推進員につきましては、防犯及び青少年健全育成のための町内の巡回ということで、夏休み、冬休みを町内巡回されております。

そういう中で、要旨２の活動が評価されて総理大臣表彰を受けられた団体もある、今後このような取り組みを広げていくためにはということですけれども、上坊所地区の青少年サポートパトロールの会が地域の子供は地域でつくろうという理念の下、子供見守り活動のみならず子供との交わりを積極的につくり出し、地域全体で子供を育てる雰囲気をつくりながら地域に根差した活動を展開し、安全・安心なまちづくりに大きく貢献されたということにより、10月13日に、平成29年安全・安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を首相官邸にて受けられております。このような取り組みにつきましては、町民参加による安全・安心なまちづくりについて地域住民の自主的活動を促進し、地域の防犯力の向上を図ることが重要であると考えます。

また、このような上坊所の地域青年サポートパトロール会の発足につきましては、年１回あっております地区懇談会の中での誕生と聞いておるところでございます。

行政といたしましても、犯罪が起きにくいまちづくりの視点を踏まえて、建築物や施設等を整備するときにこのようなことを考えながら施設の整備することも大事かと思うところでございます。まずは共助、公助の連携がこういうふうな取り組みには必要になってくるかと思っているところでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

９番（発言する者あり）よろしいですか。はい。

これで９番原田希議員の一般質問を終了いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後４時50分 散会